

官報

号外

平成二十二年三月十六日

○第百七十四回国会 衆議院会議録 第十四号

平成二十二年三月十六日(火曜日)

議事日程 第六号

平成二十二年三月十六日

午後一時開議

第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(内閣提出)

第四 平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十二年三月十六日 衆議院会議録第十四号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

午後一時四分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長滝実君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(滝実君登壇)

○滝実君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を六十五人増加し、判事補の員数を二十人減少しようとするものであります。

本案は、去る三月四日本委員会に付託され、九日千葉法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第二、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長鈴木宗男君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(鈴木宗男君登壇)

○鈴木宗男君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務

公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、在ベナン日本国大使館の位置を憲法上の首都であるポルトノボから事実上の首都であるコトヌへ改正すること、

第二に、マレーシアにある在コタキナバル日本国総領事館を廃止すること、

第三に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、

第四に、外務公務員の研修員手当てについて現行よりも低い号を追加すること
であります。

本案は、三月九日外務委員会に付託され、十日岡田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたします。

日程第三 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第三、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長田中眞紀子さん。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔田中眞紀子君登壇〕

○田中眞紀子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするともに、私立高等学校等の生徒が高等学校等就学支援金の支給を受けることがで

きることをするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公立高等学校については、原則として授業料を徴収しないものとし、これに要する経費について、国が地方公共団体に交付するものとする

こと、

第二に、私立高等学校等に在学する生徒は、高等学校等就学支援金の受給資格について都道府県知事の認定を受けて、一定額の高等学校等就学支援金の支給を受けることができるものとし、その保護者の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要がある生徒については、支給額を増額するものとする

ことなどあります。

本案は、二月二十五日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二十六日川端文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月三日に東京横浜独逸学園等の視察を行い、五日から質疑に入りました。九日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を重ね、また、十二日には、本案に対し、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の三会派共同提案により、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは所要の見直しを行うことを内容とする修正案が提出さ

れ、趣旨の説明を聴取いたしました。

その後、政府から発言を聴取し、本案に対して質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。順次これを許します。下村博文君。

〔下村博文君登壇〕

○下村博文君 自由民主党・改革クラブの下村博文です。(拍手)

本日が鳩山政権がスタートしてちょうど半年に当たりますが、現在の内閣支持率の低さそのものが国会運営にもあらわれています。その一つが高校授業料無償化法案です。

まず、三月十二日、文部科学委員会、田中眞紀子委員長が民主党の質疑打ち切りの緊急動議に応じ、採決を行ったことにに対し、強く抗議いたします。

この点については討論の結びで改めて述べることとし、我が党が法案に反対する理由を八項目申し上げます。

一、理念なし。

高校授業料無償化は、戦後の学制改革以来の六

十年ぶりの大改革です。多額の税金を投入する公教育の抜本的な改革である以上、無償化による成果や効果を国民に明確に示すべきです。しかし、そもそも理念がなく、我が党の再三再四の追及に對して、ようやく出てきた政府の答弁は、学力や公共心、規範意識の向上などの抽象的な言葉のみであり、それ以上の具体像がありません。やはり選挙向けのばらまきでしかなかったと思わざるを得ません。

二、恒久財源なし。

来年度は学校耐震化などの予算を削って財源を捻出しましたが、これ以降は大幅に削減できる予算はありません。総選挙の最中は、現行制度を維持した上で、新たに教育費負担を軽減すると言っておきながら、公約を破って特定扶養控除の高校生部分の上乗せを廃止しました。それでも、四千億円を確保するには到底足りません。恒久的な制度には恒久的な財源が必要ですが、そのめどが全くついておりません。

三、所得制限なし。

所得制限がないので、過度の平等主義や均一主義となっています。しかも、低所得者層については、従来の地方自治体による授業料減免を国が行うようになっただけで、何のメリットもありません。低所得者のために給付型奨学金の創設が望まれており、文部科学省も百二十三億円を概算要求しましたが、認められませんでした。我が党の対案のように所得制限を行えば、本当に支援すべき

人々のための財源を確保することができたので

民主党は、趣旨説明、質疑の際に、給付型奨学金の創設を求め、川端文科大臣も前向きな答弁をしましたが、高校授業料無償化の財源のめども立たず、百二十三億円の概算要求すら認められない中で、給付型奨学金などできるのでしょいか。参議院選挙に向けて、再び無責任なばらまきを繰り返すつもりなのでしょうか。

四、公私間格差解消なし。

高等学校においては、公立高校とともに私立高校が不可欠な役割を担っています。しかし、私立高校には授業料負担が残りますので、希望しても公立高校に入学できずにやむを得ず私立高校を選択した生徒に対し、著しい不公平を生じます。

今回、私立高校に国から就学支援金が支給されるため、私学に対して独自に行っていた授業料減免の予算を減額する地方自治体が生じており、今まで全額免除されていた生徒に自己負担が生じるのではないかとこの危惧も上がっています。

財政力のある自治体は教育費の負担軽減策を手厚く行えるのに対し、弱い自治体は十分ではなく、地域間で格差が広がります。全国的な公正公平を確保するために、地域の状況に応じて国は必要な施策を行うべきですが、政府はいまだ地方自治体の現状すら十分に把握できておりません。

五、在外日本人なし。

国外の日本人学校に通っている高校生は無償化

の対象になりませんが、これは、教育基本法の、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」との規定に反します。

さらに、川端文科大臣が趣旨説明で述べた、「すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図る」にも反します。国外の日本人高校生は、すべての意志ある高校生等には含まれないというのでしょいか。

六、省令なし。

無償化の対象となる外国人学校を判断する客観的、普遍的な基準について、文部科学委員会ではとうとう示されませんでした。民主党は、省令で決めるのだから法律の成立後でよいとの意見でしたが、どの外国人学校が無償化の対象となるかは国民の重大な関心事です。その判断を行政にゆだねて、国会では応じないという姿勢は、行政監督の責任を放棄するものです。

さらに、朝鮮学校を無償化の対象とするかについて、鳩山総理が判断を先送りし、第三者機関に教育内容を検証させることとしたと報道されております。これについて、文科委員会では、川端大臣は一言も言及しておりません。朝鮮学校については、鳩山総理のみが国会の外で発言を繰り返して、川端大臣に主体性が見られず、大臣としての責任を果たしておりません。

七、条例なし、準備期間なし。

国外の日本人学校に通っている高校生は無償化

留年者や既卒者、越境通学者などが公立高校で授業料を徴収できる例とされていますが、判断は地方自治体任せです。授業料を徴収する場合は三月議会でも条例を改正する必要がありますが、準備期間が足りません。全国的な公正公平を確保するために国が一定の基準を示すべきですが、いまだ明確ではありません。

八、東京都、大阪府の激変緩和策なし。

公立高校について、十一万八千八百円を基礎とする額が地方自治体に交付されます。しかし、東京都の授業料は十二万二千四百円、大阪府の授業料は十四万四千円であり、差額の負担が生じます。さらに、都道府県が独自に行った授業料の減免は交付税には積算されず、低所得者などに手厚い支援を行っていた自治体ほど交付金が減らされています。

これについては、地方自治体から、国策として授業料を無償化するのだから、経費もすべて国が負担すべきという当然の強い声が上がっています。授業料が不徴収になる以上、今後は授業料の減免は考えられず、従来の授業料減免相当分を将来も自治体に負担させ続けることは、合理的な説明がつきません。

負担がふえる自治体に対し、文科省は、激変緩和的な措置で対応することですが、内容は明らかでなく、単年度にとどまる可能性もあります。

以上のように、文部科学委員会では、高校授業

料無償化法案の根幹にかかわる重要な課題が審議されていきました。しかし、政府は従来の答弁を繰り返すのみで、議論に進展が全くありませんでした。高校授業料無償化は、本来なら最低でも一年をかけて慎重な審議を行うべき重要政策です。それがわずか四日では、到底審議が尽くされたとは言えません。

さらに、民主党は、先ほど述べた法案の課題点などを列挙した附帯決議を提案しました。つまり、民主党は、みずから審議が十分でないことを認めているわけです。

このように、明らかに審議が満たない中で、民主党は、七月の参議院選挙に間に合わせるために審議を打ち切り、各党間の合意もないままに、数々の力で採決を行ったのです。これは、国民に対する責任ある意思決定を放棄する暴挙であり、強行採決を超えた強権採決と言わざるを得ません。

現在の民主党政権は、マニフェストや一部の権力者に拘束されるが余り、理想から大きくかけ離れているのではないですか。政治主導とは、民主党独裁の意味ではありません。民主党の諸君の猛省を求めます。

以上申し上げて、反対討論といたします。

(拍手)

○議長(横路孝弘君) 本村賢太郎君。

(本村賢太郎君登壇)

○本村賢太郎君 民主党の本村賢太郎です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案及び修正案、いわゆる高校の無償化法案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

この法律案は、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とするものであります。公立高校については授業料を徴収せず、私立高校等の生徒がその授業料に充てるため就学支援金の支給を受けることができるようにするもので、いわゆる公私間格差の是正も図ることが出来ます。

特に、就学支援金の支給については、私立高校だけでなく、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、さらには一部の専修学校及び各種学校も含める形をとっています。中学校を卒業した子供たちに多様な学びの選択肢を広げることができると考えます。

今日、高校等は、その進学率が約九八%に達する国民的な教育機関となっており、広く社会全体の発展と活性化を実現するものであります。その教育に係る費用、とりわけ授業料については社会全体で負担していくべきものと考えます。

国づくりは人づくりであります。川端文部科学大臣も、文部科学委員会における所信において、個々人の潜在能力を高め、さまざまな分野で活躍する多様な重厚な人材をばぐくむことが我が国の

成長と発展の土台であるとお考えを述べられました。

フィンランドでは、小学校から大学院まで無償化し、失業率二〇%から脱したという例もあります。教育への投資をしつかり確保し、教育を充実させることが、資源の乏しい我が国にとって不可欠なこととは言うまでもありません。

ところが、我が国がOECD諸国の中で教育費の対GDP比が低い国だという現状があります。諸外国を見れば、先ほどのフィンランドの例のほかに、英国、フランス、ドイツなど多くの国で後期中等教育、高校における授業料を無償としています。

また、国際人権A規約においても、無償教育の漸進的な導入について規定されていますが、我が国とマダガスカルだけがこの規定を留保していることから、この留保の撤回に向けた施策を進めることが求められています。

高校教育の無償化は、世界の潮流でもあります。

昨今の厳しい経済情勢のもとで、義務教育課程の児童生徒の中に、就学援助を受けなければならぬ子供たちが急速にふえています。経済的な理由から高校進学を断念しなければならなかったり、高校中退を余儀なくされるケースもあります。

私は、神奈川県立麻溝台高校に通わせていた

きました。全日制の高校でしたが、同級生に、学校が終わった後に夜勤の仕事をして授業料、生活費を得ていた友人がいました。

子供たちが、育つ家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが求められています。高校の実質無償化は、教育の現場を初め、各方面から期待されているのです。

教育は人生前半の社会保障と言った方がいます。全く同感であります。教育の格差を解消することは、大人たちの責務であります。教育の格差をなくし、人生のスタートラインにおいて、学ぶ機会と最善かつ適切な教育の機会が保障されるべきだと考えます。

私は、子供たちが、生まれてきてよかった、お父さん、お母さん、私を生んでくれてありがとうと思える社会にしていきたい。日本の未来を担う子供たちに教育のチャンスを広げるため、ぜひとも本法案を成立させる必要があります。

さきの総選挙で、我々民主党がマニフェストでお約束をし、国民大多數の皆様から御支持をいただきました。高校実質無償化が来月四月より実現できるよう、一刻も早く法案が成立することを求め、私の賛成の討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 平成二十二年における子ども手

当の支給に関する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第四、平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長藤村修君。

平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔藤村修君登壇〕

○藤村修君 たいま議題となりました平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため、平成二十二年における子ども

手当の支給について必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、中学校修了前の子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母である等の支給要件に該当する者に対し、一月につき子供の数に一万三千円を乗じた額の子ども手当を支給すること、

第二に、子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき国、地方公共団体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については国が負担するものとする、

第三に、子ども手当について、差し押さえ禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を市町村に寄附することができるとする仕組みを設けること等であります。

本案は、去る二月二十三日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二十四日に長妻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、三月九日には参考人から意見を聴取し、十日には鳩山内閣総理大臣の出席を求め質疑を行いました。

また、去る十二日には、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合より、児童養護施設に入所している子供など子ども手当の支

給対象とならない子供に対する支援等を含めた制度のあり方及び平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする内容を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。同日質疑を終局し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。順次これを許します。田村憲久君。

〔田村憲久君登壇〕

○田村憲久君 自由民主党・改革クラブを代表して、子ども手当法案に反対の立場から討論をいたします。(拍手)

まず、この法案は、鳩山総理の脱税疑惑、小沢幹事長のゼネコン献金疑惑、小林千代美議員の北教組による裏献金疑惑をごまかすための、史上例を見ない金銭ばらまきの選挙対策であると申し上げます。

子ども手当の目的が、少子化対策であるのか、子育て世帯への生活支援であるのか、はたまた景気対策であるのか、その場その場で鳩山総理の発言がぶれております。

民主党マニフェストの一丁目一番地にもかかわらず、重要広範議案とせず、疑惑隠しのため、総

理不在で本会議において趣旨説明、質疑、さらには、厚生労働委員会において採決が強行されました。なぜ、それほどまでに急ぐのでありましょうか。やはり、参議院選挙対策と言わざるを得ません。

以下、反対の理由を述べます。

まず、子供を社会全体で育てるとし、児童手当法の「家庭における生活の安定に寄与する」との文言が目的から削除されます。日本のよき伝統的な家族、家庭の役割を否定するこの考え方は、看過できません。

第二の理由は、民主党マニフェストで示された満額の二万六千円の算出根拠が示されていないことです。

長妻大臣は、生活費や基礎的学費などと言いつつも、そればかりでこの水準を決めたわけではないなどと、あいまいな答弁に終始しています。

報道では、四年前の小沢氏が遊説で、女性子供や孫の話をする目玉の色が変わるんだ、やっぱり子ども手当を参院選のマニフェストの目玉にしようと言ったことや、そして、その後、民主党代表として本会議で、六兆円規模の子ども手当を創設するとの突然の発言で、総額ありきで二万六千円が決まったとされています。まさに選挙対策と言わざるを得ません。

第三の理由は、子供の貧困をなくす、格差の是正を言いながら、子ども手当には所得制限を設けておりません。所得制限によって生じる財源で

手厚い低所得者対策を講ずるべきではありませんか。

第四の理由として、第一子、第二子、第三子と、すべてが同額であり、納得ができません。少子化をとめるのであるならば、欧州の手当制度でも導入されている傾斜配分をすべきであると考えます。

第五の理由は、少子化対策や子育て支援に取り組み、成果を上げている欧州の国では、現金給付と現物サービスのバランスがとれていることです。

子ども手当の給付額が突出する今回の政策は、子育て世帯のニーズにも合致しておりません。巨額の財源を現金給付にのみ使うのではなく、緊急に整備すべき子育て環境の拡充に対し、バランスよく配分すべきだと考えます。

先般の厚生労働委員会においても、ほとんどの参考人が同じような思いを陳述され、また与党社民党の阿部知子政審会長まで、二万六千円まで引き上げるのではなく、その分、子育て施策へ充当すべきとの趣旨の発言をされております。

一方、政府は、このような批判を受け、子ども・子育てビジョンを作成されたようですが、積算もいまいかげんで、肝心の財源の裏打ちがありません。

第六の理由として、児童養護施設の入所児童のうち、措置入所のお子さん方は対象にならず、一方、措置入所でないお子さん方は対象となり、親

に支給されるということです。

こうした問題を指摘され、急遽、措置児童に安心こども基金から施設に同額支給することとしたようですが、同じ施設の中において子供に差別が生じるとともに、受け取った施設は、その使い道に大変困惑されることとなります。

第七の理由として、子供のために使われることの担保がないことです。

昨今、給食費を支払おうとしない親の問題など、保護者責任が問われる問題が散見されております。子供のために使わない保護者に支給されるのであれば、何のための制度かわかりません。給食費など子育てに必要な経費を天引きする仕組みにすべきであると鳩山総理も一度はおっしゃられたようでありますが、結局、今回の法案では措置されておらず、先送りとなっております。

第八の理由は、全額を国庫で負担すると言ってきたマニフェストの約束を破って、目的の違う児童手当制度と強引に継ぎはぎし、児童手当の地方負担と事業主負担を残したことです。

財源の根拠もないまま、いまいかげんなマニフェストを守るためにこそくなツケ回しを行うことに、地方からも怨嗟の声が上がっております。

この法案は来年度のみの特限措置であります。この法案は来年度の本格実施に向かって、この時点で、再来年度の方針が決まっております。

第九の理由は、制度の設計がずさんな上、無理なスケジュールで強行しようとしているため、事

務を負担する市町村ではシステム設計に支障を来し、過重な事務負担を押しつけていることです。

また、総理の思いつきで寄附制度を盛り込んだため、横浜市などはシステムに組み込めず、手作業などで対応することも検討していると伺っております。

六月支給にどうしてもこだわるのは、七月の参議院選挙のためであり、そのために市町村に負担を押しつけることは、到底納得できません。

第十の理由は、在日外国人が、母国にいる子供や養子、また実子、養子以外でもその支給基準を満たしている場合は支給され、これでは、子ども手当が合法的にODAがわりになってしまうのではありませんか。その一方で、日本に子供を置いて外国で働いている日本人には支給されないことです。このことは、恐らく国民のだれもが納得できないことであります。

また、外国にいる子供の現況を的確に把握することが可能でありましょうか。窓口の市町村に責任を押しつけても、市町村では適正な審査等が期待できません。このことを聞きつけて、子ども手当を不正に受給しようとするブローカーの暗躍を防止できるのでありましょうか。

児童手当でも同じではないかと主張する与党議員がいます。しかし、厚生労働委員会での私の質問に答弁されたとおり、長妻大臣が法案作成中にこのことに気づかれたのならば、なぜ、重大な制度欠陥を是正せず、実態も調査することなく、法

案の採決を強行するのでしょうか。

最後に、恒久財源が明らかではなく、今の子供に莫大な借金を押しつけてしまうことであります。

満額支給に必要なとされる五兆四千億をどう確保するつもりなのでありましょうか。二十二年度予算は、税収三十七兆四千億円に対して公債金四十四兆三千億円という、昭和二十一年以来の破綻予算であります。一年限りの支給であるのならばともかく、毎年五兆円以上の予算を計上しなければなりません。今、我が国にそのような財政的な余裕がないことは、だれが見ても明らかであります。

コンクリートから人へとよくおっしゃられますが、この十年を見れば、建設国債の累増額は三十六兆円、これに対し、赤字国債の累増額は何と二百三十四兆円。むしろ、社会保障費の増大が財政悪化の主因なんです。高齢化などで社会保障費のさらなる伸びが予測される中、これでは、消費税を幾ら上げても追いつかないのではありませんか。まるで、借金から人へ、そして増税へ、財政破綻へととなります。

民主党山岡国対委員長が、新人議員に、子ども手当法案が通れば支持率は戻ると訓示されたとのことですが、参議院選挙に勝つためのなりふり構われないばまきは、まさに、税金を使った買収と受けとめられても仕方がありません。

予算委員会の公聴会で民主党推薦の公述人です

ら疑問を投げかけられるこの法案を、十二日の厚生労働委員会で、大臣のまともな答弁がないまま、私の質疑を強引に打ち切り、強行採決をした姿を、国民の皆様は、テレビやインターネットを通してどのように見ておられるのでありましよう。

このままでは、日本が沈没してしまいます。良識のある与党議員の皆様方の中には、本心では疑問を感じておられる方々も多くおられるはずであります。参議院選挙のために、良識と理性を捨て、どうか、この法案に賛成するというようなことをしないでいただきたい。

皆様方の賢明な判断を御期待し、私自身は、一政治家として、子ども手当を申請しないことを宣言いたしまして、反対討論といたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 福田衣里子さん。

(福田衣里子君登壇)

○福田衣里子君 民主党の福田衣里子です。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしました。ただいま議題となりました平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案に賛成の立場より討論いたします。(拍手)

本法律案は、次の世を担う子供の育ちを応援するために、平成二十二年度において、ゼロ歳から中学校修了までの子供たちに対し、月額一万三千円の子ども手当を支給するものです。その際、保護者の所得制限は設けず、対象年齢や出生順位にかかわらず、ひとしく一律の手当額としておりま

す。

我が国は、子供に対する予算のGDP比を見ますと、先進国に比べても、最も少ない国の一つとなっています。今まで、我が国においては、物申すすべのない子供たちに対する予算は、後回しにされてきたのではないのでしょうか。

子ども手当の創設は、子供たちが安心して育つことのできる日本をつくっていく第一歩であると考えています。

子供たちへの支援が経済的支援だけでは足りないということは、言うまでもありません。長妻厚生労働大臣からも、保育サービスなどのいわゆる現物支給についても、車の両輪としてしっかりと取り組んでいくということが、厚生労働委員会の中で明らかにされています。子供が安心して育つことができ、保護者が安心して子育てができるよう、子育てに係る経済的負担を社会全体で負担すべきだと考えます。

本法案では、保護者の所得にかかわらず、すべての子供たちに支給されることになっています。所得制限については、多くの議論をいただいたところでもあります。しかし、考えても見てください。子供は、生まれる家庭を選べません。また、昨今の景気の状態を見れば、家計の急変が起る可能性も大きく、それは、そのまま子供たちの生活に影響を与えます。前年の保護者の所得によつて子供たちに不平等を与えるのでは、子供たちに対する確実な支給にはつながらないと考えま

す。また、先進諸国を見ても、子供に対する手当に所得制限をかけている国はありません。

これまで、子供は家庭で育てるものという考え方で、すべての負担が、子供を育てる家庭に負っていました。現在の日本では、児童虐待の問題や、七人に一人の子供が貧困であるという問題など、家庭の中だけでは解決できない問題が山積しています。子供は社会で育てるものという考え方で、どのような家庭に生まれ育っても、安心して育つことができる環境づくりが求められています。

少子化への対応については、産めよふやせよという考えではなく、子供を持ちたい人が安心して育てるように、総合的な子育て支援政策に取り組むことが何よりも重要だと思えます。

各種の世論調査からも明らかなように、子供を育てない最大の理由には、経済的な負担が挙げられています。子育て世代は、収入に余裕がないことも多く、子供を育てることで家計が余計に圧迫されていきます。また、もう一人子供が欲しいと思っても、経済的事情のために断念する人も少なくありません。

子供たちは、日本の未来を担う貴重な存在です。社会の宝です。子供たちを大切にするために、子供たちを育てる人たちを社会全体で支援することが重要だということを御理解いただきたいと考えます。

また、孤独だと感じる、そういった子供がふえ

ています。子供たちが、社会に守られ、育てられ、社会とつながっているんだという思いの目覚めとなればと願います。そのために、何としても本法案の成立が必要です。

本法案は、公明党、共産党及び連立与党の方々が、共通の認識を持って、限られた時間の中で、子育て支援政策の拡充のために精力的に議論を進め、必要な修正がなされており、まことにうれしい限りであります。

議員の皆様におかれましては、子供たちの未来のために、ぜひとも本法案に御賛同いただきますよう強くお願い申し上げ、賛成の立場からの討論といたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 古屋範子さん。

(古屋範子君登壇)

○古屋範子君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案の修正案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

以下、賛成理由について申し上げます。

第一の理由は、今回の法案の名前こそ子ども手当法案となっていますが、その内容は、実質的に、公明党が一貫して推進してきた児童手当の拡充法案そのものであるからであります。

平成二十二年度における子ども手当を実現するために総額二兆二千億円が必要ですが、本法案では、現行の児童手当法を残すことで、地方負担四千六百五十二億円と事業主負担一千四百三十六

億円が確保でき、これにより、追加の国庫負担が抑制されております。

これは、民主党が従来から主張していた全額国庫負担で賄う子ども手当法案とは全く異なるものである以上に、民主党が掲げてきたマニフェストそのものにも違反をしているということを確認しておきます。

第二の理由は、本法案の内容が、これまで公明党が主張してきた児童手当の抜本拡充案を実現する内容となつてゐるからであります。

児童手当を、まず自治体独自の制度として誕生させ、昭和四十七年一月から国の制度化を主導し、今日まで着実にかつ一貫して児童手当制度を拡充してきたのが公明党であります。

公明党が連立政権に参画する平成十一年十月以前、児童手当の支給対象児童数は二百四十万七千人、支給総額は一千五百八十七億円でした。これが、平成二十年度には、支給対象児童数は一千二百九十万人、支給総額は約一兆円まで大幅に拡大したのであります。

この児童手当拡充の歴史を見ますと、平成十二年には支給対象が義務教育就学前までに拡大、翌年の十三年には支給率を支給対象年齢の児童の七二・五％から八五％に引き上げるよう所得制限を緩和、十六年には支給対象を小学校三年修了前までに、さらに十八年には小学校修了前までに拡大するとともに支給率を九〇％に引き上げるよう所得制限を緩和、そして十九年には三歳未満児への

支給額を一万円に引き上げました。このように、平成十一年十月以降、五回にわたつて児童手当制度を拡充してまいりました。

そして、我が党のマニフェストにも明記されてゐるとおり、次の拡充案として、支給対象を中学校三年までに引き上げること、さらに、現行の第一子、第二子は五千円、第三子以降は一万円という支給額について、第一子、第二子は一万円、第三子以降は二万円と、支給額の倍増を目指しており、本法案は、それをほぼ実現する内容となっております。

第三の理由は、公明党が主張した修正案が盛り込まれてゐることからであります。

先ほど申し上げましたとおり、今回の法案は、児童手当の拡充という意味において一定の評価をしておりますが、子育て支援に係る全般的な施策の考え方や支給対象の不備などについて問題点がありました。

公明党は、これまで、児童手当を拡充するたびに、支給額、支給対象年齢、所得制限などについて制度の拡充を行つてきましたし、今回も、この考え方に基つき、よりよい法案とするために、二点の修正を提案いたしました。

まず、政府案における附則の検討規定は、子ども手当の平成二十三年以降の制度のあり方等について検討するという内容でしたが、公明党の主張により、この部分は、子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討し、必要な措置をとる

という内容に修正されました。すなわち、法案の附則に、「平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討」の上、「必要な措置を講ずる」ことが明記されました。

我々がこの修正を求めた趣旨は、トータルな子育て支援策を拡充するという意味において、子ども手当などの現金支給とともに、それ以外の保育所持機児童対策や放課後児童対策、さらには両立支援のためのワーク・ライフ・バランスの実現などが必要であり、これらの施策をバランスよく進めることが子育て世帯のニーズにこたえるものと考えらるからであります。

二点目は、子ども手当の対象から児童養護施設に入所する子供や里親のもとにいる子供などが漏れてゐた点について、手当の支給対象として認めるよう、「児童養護施設に入所している子どもその他の子どもも手当の支給対象とならない子どもに對する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との文言が附則の検討条項に明記されました。

なお、平成二十三年以降の子ども手当法案については、支給額や地方負担、事業主負担などの財源構成の仕組み、特に安定的な財源確保のあり方などを含め、制度設計が全く示されておられませんし、また、子ども手当以外の子育て支援施策とのバランスなど、現在指摘されているさまざまな課題について、今後、総合的に検討して、結論を出していきたいと考えております。

したがって、公明党が賛成したのは二十二年の子ども手当法案であり、二十三年以降の法案を含めて賛成したわけではないということを明確にしておきます。

以上が、公明党が本法案に賛成する理由であります。

最後に、民主党に一言申し上げます。

本法案の質疑の中で、これまで我々が進めてきた五回の児童手当拡充のうち、法改正を伴う四回の拡充にすべて反対した唯一の政党が民主党であることを指摘し、その反対理由について伺いました。長妻大臣は、給付内容が十分ではないということ等で反対をしたと答弁しておりますが、これについては全く納得できません。

もう一度、当時の議事録をよく読んでいただきたい。当時の議事録には、「選挙を意識し過ぎて、慌てて、性急に、いわゆるばらまきというようなものにつながるような形で」などと、複数の民主党議員が我々の拡充案をばらまきと批判しているではありませんか。

大臣が言うように、給付内容が十分ではない等の理由で反対したのであれば、少なくともこのような発言は出てこないはずであります。猛省を促したいと思ひます。

私たち公明党は、これまでの民主党が行つてきた、反対のための反対はいたしません。今回の子ども手当法案に限らず、公明党が国民生活を守るために重要だと思ふ政府の施策については、賛成

するものは賛成、修正すべきものは修正を要求していきます。

党利党略ではなく、国民のためという政策判断の基準のもとに、本修正案に賛成することを申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 高橋千鶴子さん。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、二〇一〇年度における子ども手当支給法案に対する討論を行います。(拍手)

今日、子育て世帯の多くは所得が低く、政府の調査によっても、経済支援を求める声が七割にも達しています。とりわけ、子供の七人に一人が貧困であり、日本は所得の再分配によって逆に貧困率が高まる唯一の国であることが指摘をされてきました。このような現状を改善することは、今日の政治に課せられた重大な責任です。子供を社会で育てるという理念や、先進諸国に比べ極端に少ない子供・家族関係支出をふやすべきだという認識は、共有する立場であります。

日本共産党は、小学校六年生までの児童手当を、直ちに現行の二倍に引き上げ一万円にするとともに、十八歳までの支給を目指し改善していくことを提案してまいりました。その財源は、世代間の予算の移しかえや負担増ではなく、大企業・大資産家優遇税制の是正や軍事費削減など、聖域にメスを入れるべきだと訴えてきました。

配偶者控除の廃止等、国民の一部を犠牲にして

ほかの世帯に回すようなやり方では、国民の支持は得られません。今回の法案は、二〇一〇年度に限って中学生まで子ども手当半額の支給をするものであり、一部の控除の廃止を財源としてはおりますが、手当を受給しない他の世帯への負担増は盛り込まれていないことから、その限りにおいて賛成したいと思います。

問題は、二〇一一年度以降の子ども手当をどうするかであります。

そもそも、二万六千円満額支給については、総理自身が、財源不足で困難と発言しています。財源や支給対象の範囲など、制度の骨格にかかわる事柄のほとんどが先送りされていることは、制度の信頼性に大きな不安を与えています。

今回の子ども手当の財源は、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の上乗せの廃止によるものであり、結局のところ、増税との抱き合わせです。さらに、今回は見送られたものの、配偶者控除や成年扶養控除の見直しも本格的に行われるなら、子育て以外の世帯に増税を押しつけることになり、認めるわけにはいきません。

控除の廃止によって、保育料の引き上げなどの負担の連鎖が起こります。これについて、政府は適切な措置を講ずるとしていますが、さまざまな住民サービスなど、自治体独自の判断に対しては、国が関与できないはずで、だからこそ、国の責任を明確にしなければなりません。

子ども手当の地方負担相当分を民間保育所の運営費交付金の削減という形で確保することなどは、現金給付と車の両輪で進めるべき現物給付に国は責任を持たないと言ったに等しいものであり、絶対に認められません。

また、現在、子供と家族を応援する支出のうち企業支出はわずか〇・一％にすぎず、諸外国から見ても低く、企業負担はなくすべきではありません。

子ども手当の満額支給に五兆四千億円も使っために、他の子育て予算が削減されたり、さらなる増税のおそれが指摘をされています。

参考人質疑でも、子ども手当の理念や目的の論議が十分だったのか、財源や地方負担はどうなるのかなど、さまざまな意見が出されました。同時に、手当の支給だけではなく、保育所待機児童の解消や、子供の医療費、教育費の軽減など、子育てにかかわる基盤整備を抜本的に充実することの重要性が指摘をされ、手当も現物給付ともに必要であるという認識が共通して強調されたことは重要であります。

最後に、大もとにある子育て家庭の貧困や働き方の改善も、政府全体で取り組んでいくということとを強く求めて、討論を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時九分散会

出席国務大臣

法 務 大 臣 千 葉 景 子 君
外 務 大 臣 岡 田 克 也 君
文 部 科 学 大 臣 川 端 達 夫 君
厚 生 勞 働 大 臣 長 妻 昭 君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

若泉 征三君
菅川 洋君

補欠

菅川 洋君
若泉 征三君

農林水産委員

辞任

石原洋三郎君
津川 祥吾君

補欠

坂口 岳洋君
齊木 武志君

小里 泰弘君

橋 慶一郎君

山本 拓君

稲田 朋美君

齊木 武志君

津川 祥吾君

坂口 岳洋君

石原洋三郎君

稲田 朋美君

山本 拓君

橋 慶一郎君

小里 泰弘君

安全保障委員

辞任

高橋 昭一君
橋 秀徳君

補欠

小林 正枝君
本村賢太郎君

小林 正枝君

坂口 直人君

阪口 直人君

岡田 康裕君

岡田 康裕君

高橋 昭一君

本村賢太郎君

橋 秀徳君

議院運営委員

辞任

津川 祥吾君
小山 展弘君

補欠

小山 展弘君
津川 祥吾君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

荒井 聰君
園田 康博君

補欠

藤田 憲彦君
道休誠一郎君

道休誠一郎君

笠原多見子君

法務委員

辞任

石森 久嗣君
熊谷 貞俊君

補欠

森本 和義君
金森 正君

藤田 憲彦君

藤田 大助君

山口 和之君

木村たけつか君

横糸 勝仁君

大谷 啓君

棚橋 泰文君

長島 忠美君

馳 浩君

吉野 正芳君

森本 和義君

金子 健一君

藤田 大助君

藤田 憲彦君

大谷 啓君

横糸 勝仁君

金森 正君

熊谷 貞俊君

金子 健一君

石森 久嗣君

木村たけつか君

山口 和之君

長島 忠美君

棚橋 泰文君

吉野 正芳君

馳 浩君

外務委員

辞任

大山 昌宏君

補欠

松岡 広隆君

吉良 州司君

高橋 昭一君

末松 義規君

竹田 光明君

平岡 秀夫君

高井 崇志君

安倍 晋三君

柴山 昌彦君

高井 崇志君

平岡 秀夫君

高橋 昭一君

吉良 州司君

竹田 光明君

末松 義規君

松岡 広隆君

大山 昌宏君

柴山 昌彦君

安倍 晋三君

財務金融委員

辞任

荒井 聰君
橋本 勉君

補欠

藤田 憲彦君
山田 良司君

福嶋健一郎君

井戸まさえ君

井戸まさえ君

福嶋健一郎君

藤田 憲彦君

荒井 聰君

山田 良司君

橋本 勉君

文部科学委員

辞任

牧 義夫君
松本 龍君

補欠

杉本かずみ君
神山 洋介君

遠藤 利明君

伊東 良孝君

神山 洋介君

松本 龍君

伊東 良孝君

遠藤 利明君

杉本かずみ君

牧 義夫君

厚生労働委員

辞任

菊田真紀子君

補欠

斎藤やすのり君

福田衣里子君

皆吉 稻生君

あべ 俊子君

平沢 勝栄君

松本 純君

河野 太郎君

江田 憲司君

柿澤 未途君

斎藤やすのり君

柿沼 正明君

皆吉 稻生君

福田衣里子君

河野 太郎君

松本 純君

平沢 勝栄君

あべ 俊子君

柿沼 正明君

菊田真紀子君

柿澤 未途君

江田 憲司君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

奥田 建君
江藤 拓君

補欠

空本 誠喜君
小野寺五典君

空本 誠喜君

奥田 建君

小野寺五典君

江藤 拓君

一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

下条 みつ君
小里 泰弘君

補欠

福島 仲享君
伊東 良孝君

福島 仲享君

下条 みつ君

伊東 良孝君

小里 泰弘君

伊東 良孝君

小里 泰弘君

(議案提出)

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案

地球温暖化対策基本法案

(議案受領)

一、去る十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

以上二件 財務金融委員会 付託

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号) 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外三名提出)

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる密約に係る調査結果が公表された後の外務省職員の行動等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

藤山・マッカーサー口頭了解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

子どもの動物性脂肪の摂取基準に関する質問主意書(平将明君提出)

生活習慣病予防のための健康栄養政策に関する質問主意書(平将明君提出)

生活保護受給者からの預かり金制度に関する質問主意書(木村太郎君提出)

独立行政法人改革に関する質問主意書(山口俊一君提出)

公務員の天下り調査に関する質問主意書(谷公一君提出)

外務省機密費の上納問題に関する再質問主意書(塩川鉄也君提出)

イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家公務員の退職勧告・天下り幹旋に関する質問主意書(山内康一君提出)

直嶋経済産業大臣が青森県と六ヶ所村に対し、海外からの返還廃棄物受け入れを要請したことについての鳩山内閣の閣内不一致に関する質問主意書(木村太郎君提出)

各在外公館の邦人保護に対する体制に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

ビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛隊と日米安全保障条約についての鳩山由紀夫内閣の統一見解に関する質問主意書(浅尾慶一郎君提出)

外国人学校に関する質問主意書(浅尾慶一郎君提出)

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議及び法務省政務三役の説明に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

子ども農山漁村交流プロジェクトに関する質問主意書(木村太郎君提出)

公共事業のいわゆる「仮配分」資料漏洩事案の再発防止策に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

国土交通省「国際バルク戦略港湾検討委員会」における検討の方向性に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

行政改革・公務員制度改革・天下り根絶に関する質問主意書(中川秀直君提出)

道州制の検討に関する再質問主意書(秋葉賢也君提出)

日本時間二月二十七日午後三時に発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する再質問主意書(江渡聡徳君提出)

教員に対する職業観に関する質問主意書(馳浩君提出)

児童虐待防止対策に関する質問主意書(馳浩君提出)

不法な臓器移植の幹旋業者に関する質問主意書
(馳浩君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社の人事等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出ハイリスク港指定問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出犯罪人名簿に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出腎疾患対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江渡聡徳君提出日本時間二月二十七日午後十時三十分で発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十二年四月以降に行われる行政刷新会議による事業仕分け作業と国会議員の特権等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員稲田朋美君提出贈与税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員稲田朋美君提出政治団体の法的性格に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出国民の「幸福度」調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出公立高校授業料無償化に伴う私立高校就学支援金の問題点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所で発生した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する再質問に対する答弁書

一 「役職員数」、役職員のうち官僚OB又は日本郵政OBの人数並びに同役職員の氏名、官庁又は日本郵政における最終ポスト及び年収」の質問項目について「無回答」とするものが見受けられる。

役職員の「氏名」、官庁又は日本郵政における最終ポスト及び年収についてはプライバシー等の関係から「無回答」とするの理解できなくはないが、「役職員数」、「役職員のうち官僚OB又は日本郵政OBの人数」についてはプライバシー上の問題はなく回答すべきものと考えるところ、再度、回答を求める。

二 再度、「無回答」とする場合は、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一二九号
平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社の人事等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社の人事等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十二年二月十二日内閣衆

議院議員鈴木宗男君提出平成二十二年四月以降に行われる行政刷新会議による事業仕分け作業と国会議員の特権等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十二年四月以降に行われる行政刷新会議による事業仕分け作業と国会議員の特権等に関する質問に対する答弁書

質一七四第八号)において、役員数又は役員員のうち「官僚OB」若しくは「日本郵政OB」の人数について「無回答」としている法人等から、任意の協力を得て、役員数及び役員員のうち「官僚OB」又は「日本郵政OB」の人数を聴取したところ、その内容は次のとおりであり、「無回答」とされている場合の理由としては、「現在は日本郵政グループと取引関係がなく、答える必要がないため」とのことである。

岡山郵便輸送株式会社 四人 三人
小田運輸株式会社 百二人 零人
因島郵便輸送株式会社 十三人 二人
日大運送株式会社 百六十四人 零人
有限会社カレラコーポレーション 一人 零人
有限会社山崎通送 十八人 零人
有限会社クイック 三人 零人
ジャパントランスポート株式会社 一人 零人
有限会社ダウンタウンマーケット 一人 零人
有限会社ワカバエクスプレス 一人 零人
有限会社ハダメルサービス 二人 零人
有限会社湘南小荷物デリバリー 二人 零人
有限会社文書堂 二人 零人
有限会社ティー・エム・ケー・サービス 二人 零人
古瀬秀蔵 一人 零人

有限会社啓和サービス 四人 零人
スゴモリ運送 一人 零人
ツルタ配送 一人 零人
ダルマ配送企画 二人 零人
堺東小包配達株式会社 五十一人 零人
澤井運送 一人 零人
ハッピー軽運送 一人 零人
株式会社ビーエヌシー 百二十八人 五人
日本オンライン整備株式会社 四百三十三人 二十人

株式会社九州オクル 無回答 零人
有限会社ユーズ・イーアイテム 二人 零人
株式会社メルファム 百六十人 二十一人
株式会社新興機材 二十六人 三人
アイレックス産業株式会社 十六人 二人
株式会社清和ライフサービス 四十四人 六人
株式会社ユーティエスについては、聴取を試みたが所在を確認できなかった。

平成二十二年三月二日提出
質問 第一九〇号

ハイリスク港指定問題に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

ハイリスク港指定問題に関する質問主意書
農林水産省のホームページによると、「日本国内の港のうち、アメリカとカナダが、重要森林害

虫であるマイマイガの生息数が多い港を『ハイリスク港』に指定している問題で、二〇一二年以降は、人港時にマイマイガの卵塊の不在証明書が必要な港について、現在指定されている十港だけでなく、全国の港を対象とする方針が示された」となっている。我が国は四方を海に囲まれ、国民生活の安定のため各産業の物資の輸出入を図る上で、港の機能は重要であることから、このような指定を受けること自体誠に残念なことである。従って、次の事項について質問する。

一 アメリカとカナダが、二〇一二年以降、入港時にマイマイガの卵塊の不在証明書が必要な港について、現在指定されている十港だけでなく、全国の港を対象とする方針を示したとしているが、具体的に「全国の港を対象」とは、どのようなことなのか。

二 ハイリスク港指定が拡大されたとき、我が国の輸出入を通じた国民生活や各経済産業分野に、どのような影響を与えることになるのか。

三 マイマイガの駆除を図り、ハイリスク港の指定を拡大させないため、また、現在指定されている十港の指定解除を図るため、国は具体的にどのような対策を講じていくのか。

四 三に関連して、平成二十二年予算案の中では、どのように対策を講じようと反映されているのか。

五 アメリカやカナダは、マイマイガのリスクが日本のみならず、韓国・中国をはじめとするア

ジア全体にあると判断しているものと思われる。よって、アジアの国々とマイマイガの根絶に向けて協力し合うことが重要と考えるが、国は今後アジアの国々などのようにタイアップして取り組んでいくのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一九〇号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出ハイリスク港指定問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出ハイリスク港指定問題に関する質問に対する答弁書

一について

アメリカ合衆国及びカナダは、現在、アジア型マイマイガ(以下「AGM」という。)の卵塊が船舶に付着する可能性が高い港として日本の港のうち十港を対象に、これらの港に寄港した船舶がアメリカ合衆国及びカナダの港に入港する際にはAGMの不在証明書の提示を求めている。平成二十四年以降は、これらの港以外の港においてもAGMの卵塊が船舶に付着する可能性があるとして、日本の港に寄港したすべての船舶に対し、アメリカ合衆国及びカナダの港に

入港する際に、A G Mの不在証明書の提示を求めることとしている。

二及び三について

A G Mの不在証明書の提示があればアメリカ合衆国及びカナダの港への入港については差し支えないこと、また、北米植物防疫機関が策定したA G Mのリスク管理に関する地域基準によれば、A G Mが生育する緑地の伐採、港の照明の減少又は変更等を組み合わせたリスク管理措置の内容及びこれを実施していることについて北米植物防疫機関加盟国(以下「加盟国」という。)により承認を受けた港等については、当該加盟国への入港にはA G Mの不在証明書の提示が不要とされ得ることから、平成二十四年以降の船舶の入港に支障を生じることがないよう、A G Mの不在証明書発給体制の整備や港等が適切なリスク管理措置が実施されているA G M低発生地域として加盟国に承認されるための取組を進めていくこととしている。

四について

平成二十二年度予算においては、消費・安全対策交付金において、A G M低発生地域としての承認に向けた加盟国との協議に資するよう、港湾管理者等が行うA G Mの発生量調査、防除等の支援に係る経費を計上している。

五について

大韓民国及び中華人民共和国とは、A G Mの発生状況・防除方法等に関し、今後とも植物検

疫当局間での情報交換等の協力を行っていく考えである。

平成二十二年三月二日提出
質問 第一九二号

犯罪人名簿に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

犯罪人名簿に関する質問主意書

全国の市区町村自治体が、罰金以上の有罪判決が確定した人の氏名や罪名・量刑などを記載した「犯罪人名簿」を作成し、運用している実態がある。大正六年の内務省訓令で選挙資格を調べる目的で、「犯罪人名簿」の整備を指示したことが背景となつて、今日の実態に繋がっていると思われるが、全国の市区町村による「犯罪人名簿」の作成・運用・管理において統一されていないのが実態である。我が国の治安の維持や罪を犯した人の更生・社会復帰を考えたとき、「犯罪人名簿」の取り扱いに関して統一することが、極めて重要であると考ええる。

従つて、次の事項について質問する。

一 「犯罪人名簿」の作成・運用・管理を全国の市区町村自治体において統一すべきと考えるが、国はどう考えるか。

二 全国連合戸籍事務協議会は、「法的根拠がない犯歴事務は、個人情報保護法に抵触する」と指摘しているが、このことについて国はどう考

えるか。

三 一と二に関連して、法的整備が必要と考えるが、国は今後どのように対応する考えか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一九一号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出犯罪人名簿に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出犯罪人名簿に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「犯罪人名簿」について、その調製に関する事務は、地方公共団体の自治事務として実施されているものであり、法律又はこれに基づく政令の根拠を必要とするものではなく、各地方公共団体において、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の趣旨を踏まえて制定した個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適切な取扱いを確保すべきものと考

えている。
したがって、「犯罪人名簿」の調製に関する事務について、御指摘のように法的整備を要するものとは考えていない。

平成二十二年三月二日提出
質問 第一九二号

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する再質問主意書

検察庁による情報のリーク(以下、「リーク」という。)に関し、例えば検察としていつ誰に聴取を要請する方針であるか、また聴取に応じた人物がどの様なことを述べたか、他には、逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか、ある人物に対して任意の事情聴取が行われる予定であるか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関(以下、「マスコミ」という。)に流すことと定義する。右「前回答弁書」(内閣衆質一七四第二二七号)を踏まえ、再質問する。

一 鳩山由紀夫内閣として「リーク」はないと考える根拠は何かとの問いに対し、過去の答弁書で「特定の記事の内容が捜査の内容と同一であることを前提とした質問についてお答えすること

は差し控えるが、一般論としては、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」等と、自民・公明前政権と同様の答弁が繰り返され、更に千葉景子法務大臣は、当方の質問に目を通し、その内容を把握した上で答弁をしているのかとの問いに対して、過去の答弁書では「法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。」、「法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、前々回答弁書（平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号）及び前回答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五〇号）を作成する際に参考となるよう、法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）により検察に関することを所管する法務省刑事局から必要な情報を提出させている。」との答弁がなされている。右につき前回質問主意書で、法務省の政務三役は、同省刑事局の他に、検察庁内の関係部局、特に東京地検特捜部、大阪地検特捜部に対しても直接話を聞いているか、また同省刑事局は、政務三役が過去の答弁書を作成する上で、必要な情報を隠すところなく全て出しているかと問うたところ、「前回答弁書」では

「法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、御指摘の『政府答弁書二』（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五〇号）及び『政府答弁書三』（平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号）を作成した際、検察当局から直接話を聞くのではなく、その作成に必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させている。」との答弁がなされている。当方は、まさに右二つの特捜部における「リーク」の実態を問うているのであるが、千葉大臣はじめ法務省政務三役として、なぜ当事者である東京地検特捜部、大阪地検特捜部に直接話を聞かないのか、その理由を説明されたい。

一 本年一月十九日、計約四億三千万円を脱税していたとして、大阪市西区のバチンコ情報会社「梁山泊」グループ二社が家宅捜索を受け、大阪地方検察庁特別捜査部は、同グループ代表の豊臣春国氏ら三人を脱税容疑で逮捕した。右の事件に関し、過去の質問主意書で、大阪地検特捜部として「マスコミ」に対し、例えば事件の関係者への接触のあり方等について、何らかのお願いをしていた事実はあるか、例えばNHKや朝日放送等、ある特定の報道機関に対し、同特捜部への出入りを禁じたという事実はあるかと問うたところ、過去の答弁書では御指摘の「特捜部への出入りを禁じた」の意味するところが必ずしも明らかでなく、また、個別具体的な事件における検察当局の報道機関への対応については、捜査の内容等にもかかわる事柄であるの

で、答弁することは差し控えるが、一般論として言えば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の自由を十分尊重しながら、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合には、適宜適切に対応しているものと承知している。」との答弁がなされている。当方が言う「特捜部への出入りを禁じた」の意味とは、大阪地検特捜部が、報道機関に対し、同特捜部の庁舎の中に立ち入ることをはじめ、同特捜部の検事に接触することを一切禁じる措置を講じること

を指すものであり、前回質問主意書で、大阪地検特捜部として右の事件に関し、ある報道機関に対して右の措置を講じたことはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「一般論として言えば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の自由を十分尊重しながら、例えば、検察当局が特定の事件について関係箇所を捜索する予定であることを報道するなど、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合には、必要に応じて抗議するなど、適宜適切に対処しているものと承知しているが、個別具体的な事件における検察当局の報道機関への対応についてお答えすることは、公表していない捜査の内容を推知させることとなる等の問題があるので、三について述べた以上の詳細について答弁することは差し控える。」との答弁がなされている。右答弁には「検察当局が特定の事件につい

て関係箇所を捜索する予定であることを報道するなど、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合」とあるが、過去に右の様な報道が実際になされた事例はあるか。

三 二で、その様な報道が実際になされた事例が過去にあるのなら、具体的にどの様な事例があり、更にそれらに対し、検察当局としてどのような対応をとっているのか、それぞれ詳細に説明されたい。

四 「前回答弁書」には「検察当局が特定の事件について関係箇所を捜索する予定であることを報道する」とある。検察当局が、ある特定の事件について、いつ、どここの関係箇所を捜索する予定であるかという情報は、一般に検察当局しか知り得ないものであると考えるが、千葉大臣の見解如何。

五 二で、その様な報道が実際になされた事例が過去にあるのなら、千葉大臣として、その理由は何であると考えるか。「マスコミ」が、検察当局がある特定の事件について、いつ、どここの関係箇所を捜索する予定であるか、検察当局しか知り得ない情報を報道するのは、検察当局からそれらの情報が漏れている、つまり、まさに「リーク」がなされたことに他ならないと考えるが、千葉大臣の見解如何。

六 「前回答弁書」には「必要に応じて抗議するなど、適宜適切に対処している」とあるが、右の対応の中に、例えば検察当局が「マスコミ」に対

し、同当局の庁舎内に立ち入ることをはじめ、
検察官に接触することを一切禁じる措置を講じ
るといった、つまり検察当局への出入りを禁止
するという対応は含まれているか。
右質問する。

内閣衆質一七四第一九二号
平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事
件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法
務大臣の説明等に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑
事事件の捜査に係る秘密保持の実態等につ
いての法務大臣の説明等に関する再質問に
対する答弁書

一について

お尋ねについては、法務大臣、法務副大臣及
び法務大臣政務官が、御指摘の「政府答弁書二
(平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五〇
号)及び「政府答弁書三(平成二十二年一月二十
六日内閣衆質一七四第三号)を作成する際、法
務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)に
より検察に関することを所管する法務省刑事局
から必要かつ十分な情報を提出させたためであ

る。

二及び三について

お尋ねの「検察当局が特定の事件について関
係箇所を捜索する予定であることを報道するな
ど、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれ
のある取材や報道等がなされた」事例の詳細につ
いてお答えすることは、個別具体的な事件にお
ける公表していない捜査の内容を推知させるこ
ととなる等の問題があるので、答弁することは
差し控える。

四及び五について

報道機関各社は、取材活動に基づいて得た
様々な情報を、報道機関各社の判断において記
事に行っているものと思われるが、検察当局にお
いては、従来から、捜査上の秘密の保持につい
て格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情
報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと
承知している。

六について

一般論として言えば、検察当局においては、
事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の
自由を十分尊重しながら、捜査・公判の遂行に
支障を生じるおそれのある取材や報道等がなさ
れた場合には、必要に応じて適宜適切に対処し
ているものと承知しているが、その対処の中に
は、当該取材や報道等を行った報道機関の取材
に対応しない場合もあるものと承知している。

平成二十二年三月二日提出
質問 第一九三号

政権交代時における内閣官房機密費の支出に
対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

政権交代時における内閣官房機密費の支出
に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する
質問主意書

昨年十一月二十一日の新聞報道によると、第四
十五回衆議院議員総選挙が行われた二日後の同年
九月一日、前政権の河村建夫内閣官房長官によ
り、二億五千万円の内閣官房機密費が引き出され
ていたとのことである。右と「政府答弁書一」(内
閣衆質一七四第一五二号)及び「政府答弁書二」(内
閣衆質一七四第一〇九号)を踏まえ、質問する。

昨年八月の第四十五回衆議院議員総選挙にお
いて、鳩山由紀夫代表率いる民主党は、官僚政
治を打破し、国民目線に立った、生活者第一の
政治の実現を訴え、また機密費についても、支
払記録を作成し、一定期間後に公表することを主
張していたと承知する。右につき、「政府答弁
書二」では『民主党の政権政策Manifesto 2009』
において、内閣官房報償費に係る記述はないも
のと承知している。との答弁がなされている。
民主党は、二〇〇一年に起きた外務省の機密費

流用事件を機に、いわゆる機密費流用防止法案
を国会に提出し、その中で機密費の支払記録書
の作成や一定期間経過後の公表を求めている。
また二〇〇二年、当時の岡田克也政調会長は、
「官房長官が自分の判断で利用できる金額の内
容を開示せず、不明瞭な状態を保っていること
は極めて不十分であり、非常に不満に思う」と
も述べていると承知する。先の質問主意書で、
選挙公約に機密費についての具体的記述はなく
とも、右で述べた様に、民主党として可能な範
囲での機密費の透明性の向上、国民に対する情
報開示を図る必要性を訴えていたのではないか
と問うたところ、「政府答弁書一」では「民主
党の見解に係るお尋ねについては、政府としてお
答える立場にないが、過去、機密費の使用に
係る文書の作成、公表等に関する法律案が同党
の国会議員により国会に提出されたことや御指
摘の趣旨の発言があったこと、また、『民主
党の政権政策Manifesto 2009』において内閣官房
報償費に係る記述はないことは承知している。」
との答弁がなされている。右答弁を起案し、作
成した者の官職氏名を明らかにされたい。

二「政府答弁書二」には「民主党の見解に係るお
尋ねについては、政府としてお答えする立場に
ない」とあるが、現在民主党、そして政府とし
て、各省の政策会議等を開催する、または民主
党議員の各委員会における質疑を制限する等、

政府と党の一体化を目指しているのではないのか。そうであるならば、例えば政権交代前の動きであつても、民主党の見解について「政府としてお答えする立場にない」とするのは、自身の行いに反し、矛盾しているのではないか。

三 前文で触れた様に、衆院選後、前政権により全て使い切る形で二億五千万円もの機密費が引き出されていたことにつき、「政府答弁書」では「内閣官房報償費は、取扱責任者であるその時々内閣官房長官が、その都度の判断で最も適当と認められる方法により使用することとされている経費であるところ、お尋ねの内閣官房報償費についても、前政権における当時の取扱責任者である河村建夫前内閣官房長官の判断により執行されたものであり、その個別具体の判断の適否については、現内閣としてお答えする立場にないが、それまでの支出の態様とは異なるものと言わざるを得ない。」と、平野博文内閣官房長官としても、異常であると考えている旨の答弁がなされている。右を受け、先の質問主意書で、現政権、特に平野長官として、衆院選後に前政権により全て使い切る形で二億五千万円もの機密費が引き出されていたことを、前政権が判断したものとしてそのままにするのではなく、例えば前政権時代に機密費の事務に関わっており、現在も在職中である官邸職員に話を聞く、場合によっては、河村前長官に直接話を聞く等の方策をもって、国民に事実関係を明

らかにし、国民の理解を得る努力をすべきではないのかと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねの内閣官房報償費については、当時の関係職員から話を聞いたが、その使途等を確認できなかったところである。」との答弁がなされている。右の当時の関係職員が具体的にどのような話をしてたのか、平野長官として、右を国民に明らかにする考えはあるか。

四 本年二月二十四日付の毎日新聞一面に、「ガバナンス 国を動かす 第2部 激む情報 官房機密費 開示拒む平野氏」との見出しの記事が掲載されている。右記事の中には、

「河村氏は昨年九月初め、官房長官に内定していた平野氏を議員宿舎の自室に招き、ひそかに引き継いでいた。『あなたも知っているだろうが、報償費というものがある。表に出せない力ネだ。自分の判断で使えばいい』との記述があるが、右は事実か。昨年九月初め、内閣官房長官に就任する以前、平野長官が河村前長官の議員宿舎を訪問し、内閣官房機密費の説明を受けたという事実はあるか。

五 平野長官として、政権交代時に二億五千万円もの内閣官房機密費が引き出されていたことについて、河村前長官から直接話を聞き、河村前長官に説明責任を果たす様、求める考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一九三号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十二年三月二日内閣衆質一七四第一五二号)については、内閣官房長官が作成する際に参考となるよう、必要な情報関係する部局から提出させた上で、内閣官房長官がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

二について

政府としては、民主党の見解に係る事項については、従来どおり、お答えする立場にない。

三について

お尋ねの関係職員の話の内容は、御指摘の内閣官房報償費の使途等については承知していないという趣旨のものであった。

四について

本人に確認したところ、内閣官房長官に就任する以前に河村建夫前内閣官房長官に会ったことはあるとのことであるが、内閣官房長官に就任する以前の平野博文衆議院議員個人の活動に係るお尋ねについては、従来どおり、政府としてお答えする立場にない。

五について

お尋ねの内閣官房報償費については、前政権における当時の取扱責任者である河村建夫前内閣官房長官の判断により執行されたものでもあり、現内閣としてこれ以上事実関係が明らかになることを期待することは困難であるところ、同報償費について説明責任を果たすかどうかについては、同前内閣官房長官が自ら判断することが適当であると考え。

平成二十二年三月三日提出
質問 第一九四号

腎疾患対策に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

腎疾患対策に関する質問主意書

我が国の透析患者数は、約二十八万二千人となっており、世界でも最も多いとされている。近年、技術の進歩により透析を導入し、健康者と変わらぬ生活を得られるようになってくる患者も増えているものの、合併症の重度・重複化により不

自由な生活を余儀なくされ、介護を必要とする患者も増えている。

腎臓病患者の実態を把握し、腎疾患分野における保険・医療・福祉を網羅した「腎疾患総合対策」を進めることが重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 近年の透析患者の特徴を、どのように捉えているか。

二 腎臓病(原因究明と治療)の研究、とりわけ慢性腎臓病(CKD)対策及び糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための研究は、どのように推進しているのか。

三 通院困難な透析患者のための通院介護保障体制と、要介護患者への医療と福祉の連携による総合的対策を進めるべきと考えるが、どのように対応するのか。

四 臓器移植推進のための啓発・広報活動を強化するとともに、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を明確にし、さらに院内で調整を行うコーディネーターを増員するため、国はどう対応していくのか。

五 災害時における透析医療の確保と患者の避難・移動を確保する体制を強化することは重要と考えるが、国はどう対応していくのか。

六 鳩山内閣における平成二十二年度予算案の中で、腎疾患対策関係予算は、腎疾患対策費・慢性腎臓病(CKD)特別対策事業・腎疾患対策研

究事業からなっており、二億九千四百二十四万円余りとなっている。

しかし、自公政権による平成二十一年度予算に比べ減額となっている。また、自公政権時における平成二十二年度予算概算要求では、平成二十一年度予算より大幅に増額し四億四千四百九十八万円余りとしていたのに比べても、かなりの縮小予算案になっている。「コンクリートから人への経済」とか「いのちを守る予算」とか、鳩山総理は耳障りのいい発言を繰り返しているが、大きな矛盾がここにも指摘できる。減額予算にした根拠は、どういうことか。腎臓病患者の願いに対応できる予算案と考えているのか。

七 在宅療法のひとつとして、腹膜透析が一部で普及している。この方法は結果的に医療費の抑制にも結び付くと思われるが、国はどのように考え、医療機関や患者への支援をどう考えているのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一九四号
平成二十二年三月十二日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員 木村太郎君提出腎疾患対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員木村太郎君提出腎疾患対策に関する質問に対する答弁書

一について
社団法人日本透析医学会が編集した「図説わが国の慢性透析療法の現況」によれば、平成二十年末時点における透析患者の平均年齢は、六十五・三三歳であり、上昇傾向にある。また、同書によれば、透析が必要となった原因としては、近年は糖尿病性腎症の割合が最も高くなっている。平成二十年に透析を導入した患者全体に占める当該疾患患者の割合は、四十三・二パーセントであり、増加傾向にある。

二について
厚生労働省としては、御指摘のような研究については、厚生労働科学研究費補助金により、「CKDの早期発見、予防、治療標準化、進展阻止に関する調査研究」、「糖尿病における失明、歯周病、腎症、大血管合併症などの実態把握とその治療に関するデータベース構築による大規模前向き研究」等に対する助成を行うなど、その推進に努めているところである。

今後とも、腎臓病研究の推進に努めてまいりたい。

三について
厚生労働省としては、これまで、支援が必要と認められた透析患者について、居宅から医療機関に通院する際の介助を、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の居宅サービス又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の障害福祉サービスの対象とするなど、医療と福祉の連携を図ってきているところであり、今後とも、その推進に努めてまいりたい。

四について
第百七十一回国会において成立した、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十三号。以下「改正法」という。)の円滑な施行のため、現在、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、臓器移植に関する普及啓発の在り方等の検討を行っているところである。

また、これまでも、御指摘の都道府県所属の移植コーディネーター(以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。)及び院内で調整を行うコーディネーター(以下「院内コーディネーター」という。)の資質向上に資するよう、社団法人日本臓器移植ネットワークに対する補助を行うとともに、都道府県臓器移植コーディネーターの設置について、都道府県に対する所要の地方交付税措置を講じているところである。

改正法の円滑な施行のためには、臓器移植が適正に実施されるための体制整備に取り組むことが重要であると認識しており、お尋ねの都道府県臓器移植コーディネーター及び院内コ

レーター

レーター

ディネーターの増員等についても、改正法の施行状況を踏まえ、その支援の方策について検討してまいりたい。

五について

厚生労働省としては、災害時における人工透析の提供体制の確保、複数の搬送手段の確保等について、「厚生労働省防災業務計画」(平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号)に定めるとともに、都道府県及び社団法人日本透析医学会に対し、人工透析の提供体制の確保を図るよう要請してきているところである。今後とも、都道府県及び社団法人日本透析医学会と連携して、大規模な災害発生時にも対処できる人工透析の提供体制の確立に向けて取り組んでまいりたい。

六について

平成二十二年度予算においては、腎疾患に関する正しい情報の提供及び腎疾患に関する研究等の推進に係る経費について、その内容を精査した結果、平成二十一年度予算と比して減額した額を計上しているが、慢性腎臓病(CKD)特別対策事業に係る経費については増額した額で計上するなど、腎疾患対策の推進に努めているところである。

七について

社団法人日本腎臓学会等が編集した「腎不全の治療選択」によれば、透析療法には、血液透析と腹膜透析があるが、そのいずれかを選択す

るかについては、医学的条件だけではなく、患者の生活様式等も考慮した上で、決定する必要があるとされており、その選択に資するよう、患者やその家族に対して透析医療に関する適切な情報提供を行うことが必要であると考えている。

現在も、関係学会等を通じて、患者やその家族に対する情報提供のための取組がなされているものと承知しているが、厚生労働省としても、今後、透析医療に関する情報の周知に努めてまいりたい。

平成二十二年三月三日提出
質問 第一九五号

日本時間二月二十七日午後三時三十分発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する質問主意書

提出者 江渡 聡徳

日本時間二月二十七日午後三時三十分発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する質問主意書
一 地震発生により、日本への津波が予想されることとされた時点において、気象庁から政府に対しての報告日時、また報告後における官邸対策室の設置時間、及び緊急参集チームの集合日時、対策会議の詳細について明らかにされたか。

二 また、政府がその報告を受けた後の、総理から各省庁への指示の日時及び対応策の詳細について明らかにされたい。

三 その指示を受けた、各省庁においての対応について

1 内閣府において、地震発生時から日本への津波が予想されるとき考えられ、その報告を受けた時点においての、防災担当大臣、副大臣、政務官の登庁時間、及び総理からの指示を受けた後に担当大臣から避難・被害等への対応策がどのように出されたのかお聞きしたい。

2 防衛省において、地震発生時から日本への津波が予想されるとき考えられ、その報告を受けた時点においての、大臣、副大臣、政務官の登庁時間、及び総理からの指示を受けた後に大臣からの避難・被害等への対応策がどのように出されたのかお聞きしたい。

3 国土交通省において、地震発生時から日本への津波が予想されるとき考えられ、その報告を受けた時点においての、大臣、副大臣、政務官の登庁時間、及び総理からの指示を受けた後に大臣からの避難・被害等への対応策がどのように出されたのかお聞きしたい。

4 総務省において、地震発生時から日本への津波が予想されるとき考えられ、その報告を受けた時点においての、大臣、副大臣、政務官の登庁時間、及び総理からの指示を受けた後

に大臣からの避難・被害等への対応策がどのように出されたのかお聞きしたい。

5 厚生労働省において、地震発生時から日本への津波が予想されるとき考えられ、その報告を受けた時点においての、大臣、副大臣、政務官の登庁時間、及び総理からの指示を受けた後に大臣からの避難・被害等への対応策がどのように出されたのかお聞きしたい。

四 今回のチリ沿岸巨大地震による日本への津波の影響で、全国約一五二万世帯、約一五万人が避難し、長時間に渡り避難生活を強いられた。また、高知県須崎港、岩手県久慈港において約一メートル二〇センチ、青森県八戸港において約九〇センチなどの津波が発生し、道路の冠水、断水など各地において被害が発生した。一九六〇年、同様のチリ沖地震での津波により日本において一四二名の死者及び多大な被害が発生した経験も踏まえ、今回の避難勧告等の対応は適切であり、各地方自治体の対応も迅速であったように思う。

しかしながら、この緊急時を考えれば、記者会見等においての総理の服装が背広であったことは、災害に対する危機感、気構えが感じられない。つねづね国民の「命を守りたい」と言う総理は、自ら防災服を着用し、官邸対策室において緊急事態に備えるべきではなかったか。

以上のことを踏まえ、今回の災害に対する鳩山総理の見解を求める。

また、政府として事後検証を行い、その結果を踏まえて、今後の災害時の対応方針並びに改善策を、鳩山総理及び中井防災担当大臣に問う。

右質問する。

内閣衆質一七四第一九五号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員江渡聡徳君提出日本時間二月二十七日午後十時三十分発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江渡聡徳君提出日本時間二月二十七日午後十時三十分発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの日は、チリで発生した地震のため我が国に津波が到達する可能性がある旨第一報があったのが平成二十二年二月二十七日十六時頃、我が国に到達する津波の程度は津波警報の基準に達する可能性がある旨報告があったのが同日十八時五十分頃、我が国に到達する津波の高さは一メートルから三メートル程度となる可能性がある旨報告があったのが同日二十八日八時十五分頃である。

内閣官房としては、同月二十七日十九時零分に情報連絡室を設置し、同月二十八日八時三十分分にこれを官邸対策室に改組した上、同日九時三分に緊急参集チームの協議を開始し、津波及び津波警報の状況、各府省の対応状況について報告を受けるとともに、政府としての初動措置について確認したものである。

二について

お尋ねの鳩山内閣総理大臣からの指示については、平成二十二年二月二十七日十六時過ぎに早急に地震に関する情報を収集し、救助等の措置が必要となった場合には直ちに対応できる態勢を整えるべき旨、同月二十八日八時三十分分に津波に関する情報を収集し、住民の避難及び被害を最小限とするための準備に万全を期すべき旨、同日十三時十五分に重ねて特に住民の避難に万全を期すべき旨であったものである。

緊急参集チームとしては、鳩山内閣総理大臣の第二回の指示を踏まえ、津波の状況について情報の収集・分析を行い、あらゆる手段を活用し、国民への情報提供を適切に行うこと、関係機関・地方公共団体との連絡調整を密接に行い、住民の避難に万全を期すること、水門を閉鎖するなど被害を最小限とするための対策に万全を期すること、津波による被害が発生した場合においては、被災地域における被害情報の収集及び被災者の救出・救助に全力を挙げること、関係する在外公館との連絡を密接に行い、在留邦人の安否確認に努めること並びに引き続き地方

公共団体との確な連携を図るとともに、関係省庁の連携を密にし、政府一体となって適切に対応することを確認したものである。

三の1について

中井内閣府特命担当大臣(防災)、大島内閣府副大臣及び泉内閣府大臣政務官の内閣総理大臣官邸への登庁時刻は、それぞれ平成二十二年二月二十八日十二時十五分頃、同日十一時五分頃及び同日十四時五十三分頃である。

お尋ねの対応策としては、関係省庁が一体となつて対応するよう各省庁の取組状況を把握するとともに、甚大な被害が発生した場合の迅速な政府調査団の派遣に備え津波や住民の避難等の状況把握に努めた。また、津波、避難及び被害の状況並びに政府の主な対応を取りまとめ、国民への情報の提供を行った。

三の2について

「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」(平成十五年十一月二十一日閣議了解。以下「閣議了解」という。)を踏まえて北澤防衛大臣の代理として指定されていた榛葉防衛副大臣が北澤防衛大臣の指示により登庁した時刻は、平成二十二年二月二十八日十三時三十分頃である。北澤防衛大臣、長島防衛大臣政務官及び楠田防衛大臣政務官は、同月二十七日及び二十八日は登庁していないが、適宜状況の報告を受け、必要な対応をとれる態勢をとっていた。

お尋ねの対応策としては、太平洋岸を中心とした関係都県及び市等に連絡員を派遣して連携

を図るとともに、航空機等による情報収集活動を行った。

三の3について

前原国土交通大臣及び閣議了解を踏まえて前原国土交通大臣の代理として指定されていた藤本国土交通大臣政務官の登庁時刻は、それぞれ平成二十二年二月二十八日十八時三十分頃及び同日十二時頃である。馬淵国土交通副大臣、辻元国土交通副大臣、長安国土交通大臣政務官及び三日月国土交通大臣政務官は、同月二十七日及び二十八日は登庁していない。

お尋ねの対応策としては、国土交通本省、気象庁、海上保安庁、地方整備局、地方運輸局、国土地理院等において情報の収集及び提供を行うとともに、津波の影響が想定される地域の河川、海岸、港湾、道路等において水門の閉鎖、道路の通行止め等を行った。

三の4について

原口総務大臣及び閣議了解を踏まえて原口総務大臣の代理として指定されていた渡辺総務副大臣の登庁時刻は、それぞれ平成二十二年二月二十八日十三時三十分頃及び同日十三時三十分頃である。内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、小川総務大臣政務官及び階総務大臣政務官は、同月二十七日及び二十八日は登庁していない。

お尋ねの対応策としては、全国の地方公共団体に対し、情報収集・連絡体制を確保し速やか

に対応状況等を報告するとともに、住民への広報及び避難支援等に万全を期すよう、気象情報の変化等に応じ要請を行った。

三の5について
長妻厚生労働大臣、細川厚生労働副大臣、長浜厚生労働副大臣、山井厚生労働大臣政務官及び足立厚生労働大臣政務官は、平成二十二年二月二十七日及び二十八日は登庁していない。なお、長妻厚生労働大臣は、状況に応じ必要があれば直ちに登庁し得る態勢をとっていた。

お尋ねの対応策としては、青森県、岩手県及び宮城県に対して災害派遣医療チームの待機及び入院患者等の避難に係る情報の収集を要請するとともに、都道府県等の地方公共団体及び医療機関等に対して広域災害緊急医療情報システムを通じて警戒を呼び掛けした。

四について
政府としては、一についてから三の5についてまでで述べたとおり、迅速な初動対応体制をとるとともに、地方公共団体と連携して情報の提供等の対策を講じたところであるが、市町村の指示どおりに避難した者が少なかったとの指摘があることを踏まえ、今後、一般の避難の実態を十分に検証し、津波警報等の津波情報の的確な提供や避難行動の普及啓発の在り方等について必要に応じて改善し、津波による被害の軽減に努めてまいりたい。

平成二十二年三月三日提出
質問 第一九六号

平成二十二年四月以降に行われる行政刷新会
議による事業仕分け作業と国会議員の特権等
に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十二年四月以降に行われる行政刷新
会議による事業仕分け作業と国会議員の特
権等に関する質問主意書

昨年九月十六日、鳩山由紀夫内閣が発足し、行政刷新会議が新設された。「政府答弁書」(内閣衆質一七三第一一二二号)では、同会議による事業仕分けについて「御指摘の『事業仕分け』については、平成二十一年十月二十二日に開催した第一回行政刷新会議において承された『事業見直しの視点』において、『平成二十二年予算編成においては、聖域なく事業の見直しを行うこととし、根本から歳出の枠組みを刷新する』とされている」との説明がなされている。右を踏まえ、質問する。
一 本年三月二日、平成二十二年予算が衆議院で可決された。これを受け、鳩山内閣として、本年四月以降に第二弾の事業仕分けを行うことを予定していると承知するが、今回事業仕分けの対象となる分野はどのようなものか、改めて説明された。
二 現在国会議員一人あたり月百万円の文書通信交通滞在費、また各会派に一人あたり月六十五万円の立法事務費が支給されている。加えて、

東京都港区にある衆議院議員宿舎は、相場感覚の五分の一程度の格安の家賃で居住できる様になっている。更に、昨年末時点で国民一人あたり約六百三十三万円、国と地方をあわせて八百七十一兆円を超える国家財政赤字を抱える中、国会議員一人あたり年約五百万円のボーナスが支給されている。なおかつ、現在国民一人あたり約二百五十万円、全体で約三百二十億円に上る政党助成金については、過去に同制度が導入されるにあたり、代わりに企業献金、団体献金を廃止することを目指すという前提があったが、それらは今も続けられている。先の質問主意書で、行政刷新会議の対象はあくまで行政であることと承知するものの、この様な立法府における税金の無駄遣い、国会議員の特権についても、事業仕分けの対象にし、国会議員一人一人が自ら率先して身を切るべきではないかと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねの文書通信交通滞在費、立法事務費、政党交付金等については、まずは、国会においてその在り方を御議論いただくべき問題であると考えている。」との答弁がなされている。本年四月以降に始まる事業仕分けにおいては、右の立法府における税金の無駄遣い、国会議員の特権を対象とする考えはあるか。

三 二の答弁では、立法府における税金の無駄遣い、国会議員の特権について「国会においてその在り方を御議論いただくべき問題」とされているが、行政刷新会議、ひいては鳩山内閣とし

て、聖域なく税金の無駄遣いを見直し、なくすことを目指すのならば、立法府の問題として右の様に切り捨てるのではなく、政府として、直接それらを廃止させることはできないにせよ、せめて国民世論に訴え、国会における議論を喚起するという目的の下、事業仕分けの対象とすることには、大きな意義があるのではないかと。そうしてこそ、国民の生活が第一であることを訴え、第四十五回衆議院議員総選挙で政権交代を成し遂げ、発足した、鳩山内閣の本領を発揮できるのではないかと。右に対する鳩山由紀夫内閣総理大臣の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一七四第一九六号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十二年四月以降に行われる行政刷新会議による事業仕分け作業と国会議員の特権等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十二年四月以降に行われる行政刷新会議による事業仕分け作業と国会議員の特権等に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、独立行政法人や政府関連

公益法人の行う事業等について、行政刷新会議による事業仕分けを実施することとしており、その詳細については、今後、行政刷新会議等において検討することとしている。

二及び三について

お尋ねの「立法院における税金の無駄遣い、国会議員の特権」については、先の答弁書平成二十一年十二月四日内閣衆質一七三第一二二号で述べたとおり、まずは、国会においてその在り方を御議論いただくべき問題であると考えている。

平成二十二年三月三日提出
質問 第一九七号

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する第三回質問主意書

週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども人質に女性秘書『恫喝』十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文(以下、「上杉論文」という。)が掲載されている。右に対し本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上

杉論文」は事実でないとする抗議文(以下、「抗議文」という。)を週刊朝日の山口一臣編集長に出している。また「抗議文」に關し、週刊朝日二月十九日発売号の二十一頁から二十三頁にかけて、「暴走検察の果て 東京地検の『抗議』に抗議する」との見出しの、「抗議文」に対して上杉氏が抗議する内容の論文(以下、「上杉論文」という。)が掲載されている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第一五一号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七四第九七号)を踏まえ、再度質問する。

一 「抗議文」には、

- ① 当該検事が、押収品の返却名目で『女性秘書』(以下「供述人」という。)をだまして呼び出した(二十二頁三段目、二十四頁二段目)。
 - ② 供述人が子供を迎えに行く必要があるの一旦帰るか、あるいは家族に連絡させてほしいと言ったのに、当該検事がこれを許さなかったため、供述人はパニック状態に陥り、手が震え、過呼吸状態に陥った(二十二頁二段目、二十三頁四段目、五段目)。
 - ③ 供述人が「せめて夫に電話させてほしい」と何百回も繰り返し哀願した結果、夫への電話が認められた(二十三頁五段目、二十四頁一段目)。
- などとする全く虚偽の事実が記載されている。」

と、東京地方検察庁特別捜査部の民野健治検事が、石川知裕衆議院議員の女性秘書に対し、「上杉論文」に書かれてある様な対応をとった事実はない旨述べ、更に右の①から③に關し、実際はどの様な対応をとったのかについて、

① 当該検事は、供述人に対し、「何点か確認したいことがある」旨を告げて来庁を依頼した。

② 夕刻、供述人から、子供の迎えもあるので帰りたい旨申出があったので、当該検事が、『家族の誰かに代わりに迎えに行つてもらふことはできませんか』と尋ねたところ、供述人が夫に電話をかけ、その結果、子供の迎えの都合が付いたことから事情聴取が続けられたものであり、その際、供述人が子供の迎えだけは行かせてほしい旨発言したり、取り乱したりしたことはない。

③ 事情聴取中、供述人から、家族や事務所に連絡したい旨の申出が何度かあったが、当該検事がこれを拒絶したことはなく、供述人は、その都度連絡を取った。当該検事は、本件事事情聴取中、終始、冷静かつ丁寧に対応しており、『恫喝』、『監禁』、『拷問』などと評されるような言動は一切とっていない。」

との説明がなされている。

右につき、「上杉論文」においては、それぞれ次の様な反論がなされている。

①について

「民野検事が『何点か確認したいことがある』と言ったのは事実であるが、正確には『押収品の返却の他に、何点か確認したいことがある』と発言している。それに対して、女性秘書は『押収品の返却ですね』と三回も聞き直したにもかかわらず、結局、それはウソだった。

また、(来庁を依頼したとあるが、それもまったく違う。『午後一時四十五分に来てください』と有無を言わず『出頭』の時刻を指定して呼び出している。だからこそ押収品の返却だと信じた女性秘書は、コートも羽織らず、ランチャバッグひとつで検察庁に出かけたのだ。』

②について

「検事が『家族の誰かに代わりに行つてもらふことはできませんか』と尋ねたことになつているが真相は真逆だ。それは母親からの依頼である。

しかも、繰り返ししの哀願でようやくかけることのできた夫への電話も、その時点で保育園への迎えの都合はついていない。だから、それによって聴取が続けられたというのも虚偽である。しかも、夫は仕事で迎えに行けず、女性秘書の別の親族が迎えに行っている。夫への電話で子どものお迎えの都合がつかなかったことで、この瞬

間、この若い母親はパニック状態に陥り、手が震え、過呼吸症候群に陥ったのだ。」
③について

「これもまったくの虚偽であり、悪質極まる。」

騙し聴取の始まった十三時四十五分直後から女性秘書は繰り返し外部への連絡を求めているが、民野検事はことごとく拒否している。初めて外部と連絡が取れたのは、先述した夫への電話で、窓の外が暗くなった夕刻である。抗議書にはなぜか記述がないが、繰り返し要請した弁護人への連絡も、解放直前の二十二時半になって初めて許されている。

そしてその電話によって、長時間拘束されていることを知った弁護人が、東京地検へ電話をし、女性秘書の解放につながったのだ。

また、『終始、冷静かつ丁寧に対応』したとあるが、それも真つ赤なウソである。

夕刻、無言の女性秘書に対して、『本当のことを言わないから、帰れないんだよ!』と声を荒げ始めている。女性秘書が大きな声を出さないようお願いするが、まったく聞く耳を持たなかった。密室で初対面の男性と二人きり、しかも相手は圧倒的に立場の強い検事である。その人物から

怒鳴りあげられたこの時の彼女の恐怖心はいかばかりだっただろう。結局終始、民野検事は大声をあげ、女性秘書に向かって怒鳴り続けた。

『いいんだよ!』とにかく、本当のことを言えればいいんだよ!』

こうしたことが、女性秘書に精神的苦痛を与え、ショック状態に至らしめたことは想像に難くない。」

前々回質問主意書で、右の「抗議文」における①から③の記述、及びそれに対して反論した「上杉論文二」の内容につき、千葉景子法務大臣はどの様な見解を有しているか、千葉大臣として、「抗議文」と「上杉論文二」及び「上杉論文二」のどちらが真実を述べていると考えているかと問うたところ、「前々回答弁書」では「お尋ねの『上杉論文二』については承知しているが、個々の週刊誌の記事の内容に関し、政府として答弁することは差し控える。」との答弁がなされていることを受け、前回質問主意書で、「抗議文」を出すという行為そのものが、まさに右答弁にある「政府として答弁すること」に該当するのではないかと問うたところ、「前々回答弁書」では「一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、

捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しているものと承知しているが、政府としては、個々の週刊誌の記事の内容を前提とした捜査機関の活動内容についての質問にお答えをすることは、裁判所に予断を与えることなどから差し控えているところであり、これらの対応は、矛盾するものではない。」との答弁がなされている。右答弁は、「抗議文」を作成し、週刊朝日に出したことは、あくまで一捜査機関、一行政機関である東京地方検察庁が単独で行った行為に過ぎず、政府としての行為ではないということか。千葉大臣に確認を求める。

二 前々回質問主意書で、「抗議文」と「上杉論文二」及び「上杉論文二」のどちらの方が真実を述べているかに関わらず、石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、大きな疑問、不信感が渦巻いていることに鑑み、千葉大臣として、民野検事本人に話を聞くことをはじめ、右に関し、同特捜部に対して徹底した調査を行う考えはあるかと問うたところ、「前々回答弁書」では「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処するものと承知しており、特定の週刊誌の記事の内容を前提として、御指摘のような調査を行うことは考えていない。」との答弁がなされている。右を受け、前

回質問主意書で、千葉大臣はじめ加藤公一法務副大臣、中村哲治法務大臣政務官の法務省政務三役は、「上杉論文二」に対して「抗議文」が出され、それに対して更に「上杉論文二」が出されたことにより、石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信感が渦巻いているとは考えないのかと問うたところ、「前々回答弁書」では「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処するものと承知しており、『石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信感が渦巻いている』との御指摘は当たらないものと考えている。」との答弁がなされているが、右は何ら実質的な答弁となっていない。「上杉論文二」及び「上杉論文二」の内容は、右答弁にある「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処する」という点を否定し、検察当局が立場の弱い者を脅し挙げ、無理矢理自白に持ち込み、自分達に有利な状況を作り出そうとする姿を描いているものである。例えば昨年八月の第四十五回衆議院議員総選挙において、当方は約四十三万の票を獲得し当選したが、当方の支持者の多くは、被疑者のみならず、将来参考人や証人となる人物に対して強圧

的、脅迫的な取調べをする、または、報道機関に捜査上知り得た情報を流し、世論を誘導する等の検察当局の手法に大きな疑念を抱いている。法務省政務三役は、一般国民が「上杉論文一」及び「上杉論文二」を読んでも、何ら検察当局による捜査の手法に疑念を抱くことはないと考えているのか。

三 前回質問主意書で、法務省政務三役がなぜ「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処する」と考えているのか、検察庁に限らず全ての省庁において、何らかの不手際、違法行為、または違法とは言えずとも、何らかの不適切な行為がなされることは多々ある話である。法務省政務三役が検察庁に限り、右の様に検察庁の無謬性を妄信しているのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察官は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）に基づき、公益の代表者として、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）を含む他の法令がその権限に属させた事務を行っているところ、刑事事件における検察の捜査・公判活動は、令状主義や証拠裁判主義等を規定した刑事訴訟法に基づいて行われているものと承知している。」との答弁がなされている。では法務省政務三役は、検察当局が何ら右の法令に反することなく、一切のミスもなく、捜査・公判活動を行っていると考えて

いるのか。一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、昨年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右の足利事件の他にも、二〇〇三年の鹿児島県議選において、志布志市の運動員ら十五人が公職選挙法違反容疑で逮捕されたが、後に全員の無罪が確定した。いわゆる志布志事件や、富山県氷見市の柳原浩氏が強姦などの容疑で富山県警に誤認逮捕されたが、二年あまり服役した後無罪が確定した。いわゆる富山事件等の事件が起きている。菅家さんの件については、再審の第五回公判が本年一月二十二日に宇都宮地裁で開かれた際、当時菅家さんの取調べを担当した森川大司検事も出廷し、謝罪はしなかったものの、「非常に深刻に受け止めている」と述べている。これらの例を見ても、検察当局が常に法と証拠に基づき、正しい判断を下しているとは到底言えず、一部の検察官により、強圧的、脅迫的な取調べが行われていることも事実である。「前回答弁書」では「法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）においては、このような検察当局の活動を信頼しているものであるが、御指摘のように検察当局の『無謬性を妄信』して

いるものではない」との旨の答弁がなされているが、法務省政務三役が、右で挙げた事例があるにも関わらず、「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処する」と考えているのなら、それは検察当局の無謬性を妄信していることに他ならず、検察当局を指導監督する立場にある者として、職務怠慢に該当するのではないのか。

四 「上杉論文二」に対して「抗議文」が出され、その反論として更に「上杉論文二」が出されている。前回質問主意書で、検察庁として「上杉論文二」に対し、「抗議文」と同様に何らかの反論、抗議はしているか、しているのなら、どのような内容の反論、抗議を、いつ、どのような方法でしているのか、していないのなら、それはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「個別具体的な事件における検察当局の報道機関への対応についてお答えすることは、公表していない捜査の内容を推知させることとなる等の問題があるので、答弁することは差し控えるが、一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、同一の事柄について複数の記事が掲載されたとしても、当初の抗議で十分と考えられる場合もあることから、抗議をしなかったことをもって、必ずしも記事の内容が事実であると認めたということではないものと承知している。」

との答弁がなされている。当方は一般論を問うているのではない。東京地検として、「上杉論文二」の後に、それに対して更なる抗議を行っているのか否か、右一点を明らかにされたい。

五 一で詳細部分を引用している通り、「上杉論文二」では「抗議文」で東京地検が事実でない抗議した一つ一つにつき、詳細な反論が行われている。右に対する更なる反論をしないのなら、東京地検として「上杉論文二」の内容を認めたものと、同論文の読者はじめ一般国民は認識すると考えるのが常識的ではないのか。法務省政務三役の見解如何。

六 「前回答弁書」には「当初の抗議で十分と考えられる場合もある」とあるが、東京地検の対応としては「抗議文」を出すだけで十分であり、「上杉論文二」に対する反論をする必要はないと、法務省政務三役が考える根拠は何か、明確に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一九七号
平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の「二捜査機関、一行政機関である東京地方検察庁が単独で行った行為」の意味するところが必ずしも明らかでないが、お尋ねの抗議については、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の三に規定する「特別の機関」として、法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十四条の規定に基づき、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の定めるところにより置かれている国の行政機関である東京地方検察庁が行ったものと承知している。

なお、御指摘の「抗議文」については、内閣において閣議決定したのではない。

二について

特定の週刊誌の記事が個々の読者に与える影響については、政府として答えすべき立場にはない。

三について

法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官(以下「政務三役」という。)においては、検察当局の活動を信頼しているものであるが、御指摘の「足利事件」、「志布志事件」及び「富山事件」において、司法手続を経て明らかにされた問題点

については重く受け止め、適正かつ適切な捜査・公判活動を徹底するよう訓示するなどしており、御指摘のように検察当局の「無謬性を妄信」しているものではなく、政務三役につき「職務怠慢」に該当するものとは考えていない。

また、御指摘の「志布志事件」及び「富山事件」における検察当局による捜査・公判活動については、最高検察庁が平成十九年八月に公表した報告書において、客観証拠や供述の信用性の吟味、捜査態勢等に不十分な点があったことが問題点として指摘されており、御指摘の「足利事件」の捜査・公判活動については、最高検察庁において、現在、問題点を検証しているものと承知している。

四について

個別具体的な事件における検察当局の報道機関への対応についてお答えすることは、公表していない捜査の内容を推知させることとなる等の問題があるので、答弁することは差し控える。

五について

特定の週刊誌の記事が個々の読者に与える影響については、政府として答えすべき立場にはない。

六について

一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である

場合は、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しており、当該記事の内容や捜査・公判の遂行に対する支障の有無等にかんがみ、同一の事柄について複数の記事が掲載されたとしても、当初の抗議で十分と考えられる場合もあるものと承知しているが、個別具体的事件における検察当局の対応の根拠については、捜査・公判の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁は差し控える。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一九八号

自衛官自殺問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

自衛官自殺問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書

国家公務員の中でも、自衛官・防衛省関係者の自殺者が突出して多いことがかねてからの問題となっている。平成十六年度から十八年度まで、それぞれ百人、百一人、百一人と、三年連続で自殺者が百名を超え、十九年度も八十九名の自殺者が出ている。また、平成十七年度に人事院がまとめた十万人当たりの国家公務員の自殺者数十七・七人と比較しても、自衛官・防衛省関係者は十八年度十万人当たり三十八・三人となり、国家公務員全体の二倍強と、国家公務員の中でも突出して多

いことが防衛省自身の調査で明らかになっている。右を踏まえ、質問する。

一 平成二十年度、二十一年度における自衛官・防衛省関係者の自殺者数はどの様に推移しているか、またそれは国家公務員全体の十万人当たりの自殺者数と比較してどの程度高い数字となっているのか、詳細に明らかにされたい。

二 前文で触れた様に、自衛官・防衛省関係者の自殺者が突出して多いことについて、鳩山由紀夫内閣としてどのような見解を有し、また右の背景にはどのような要因があると認識しているのか、そしてこの問題にどの様に対処していくと考えているのか説明されたい。

三 過去の政府答弁書(内閣衆質一六八第二二二号)では、自衛官・防衛省関係者の自殺の原因について「防衛省においては、自殺の原因について可能な限り特定できるよう努めているところであり、『病苦』、『借財』、『家庭問題』、『職務』、『その他・不明』という区分に整理して把握しているところである。」との答弁がなされている。過去の質問主意書で、いじめの定義とは何か、自衛隊において、上司による部下へのいじめ、または同僚間でのいじめなど、いじめの問題は存在するか、このことについて防衛省は詳細を把握しているか、また、いじめによる自殺は右答弁にある五つの区分のうちどれに分類されるかと問うたところ、過去の答弁書(内閣衆質一六八第三四三三号)では、『いじめ』とは、

一般に、弱い者を苦しめることをいうものと承知している。防衛省においては、自殺の原因について、『病苦』、『借財』、『家庭問題』、『職務』、『その他・不明』という区分に整理して把握しているところであるが、お尋ねの『いじめ』がいずれの区分に整理されるかについては、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。平成十一年に発生した、海上自衛隊佐世保基地の護衛艦さわぎり艦内で当時二十一歳の三等海曹が自殺した事件に関し、一昨年八月二十五日の福岡高等裁判所判決において、同事件に係る防衛省の責任が認められ、福岡高裁は同省に対して、三等海曹のご遺族への賠償を命じている。三等海曹のご遺族からも当方は直接話を聞いているが、三等海曹が自ら死を選ぶほど精神的に追いつめられていた原因は、上司による過酷ないじめがあったことは明白である。この様に、自衛官・防衛省関係者の自殺の原因のうち、いじめによる自殺が最も深刻で、自衛隊、ひいては防衛省という組織における、最も根深い問題であると考ええる。前自

民・公明政権においては、右答弁にある様に、いじめが自衛官・防衛省関係者の自殺にどの様に関係しているか、詳細な調査をすることもなく、事実関係を明らかにしようとする意欲も見られなかった。「コンクリートから人へ」や「命を守りたい」等の文言をキャッチフレーズとする鳩山由紀夫内閣発足後、自衛官・防衛省関係

者の自殺問題といじめの関連性について、防衛省として徹底した調査をし、適切に対処していく考えはあるか。

四 自衛官・防衛省関係者の人権を国会の責任で守るとする、いわゆる軍事オンブズマン制度に対する防衛省の見解如何。

五 軍事オンブズマン制度は、スウェーデンやドイツ等の国々で、兵士の待遇改善やいじめ問題の解決等を目的に導入されていると承知する。防衛省として、右制度を我が国においても導入する考えはあるか。

内閣衆質一七四第一九八号
平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

一について
自衛官及び防衛省の事務官等の自殺者数は、平成二十年度においては八十三人であり、平成二十一年度(平成二十二年二月末までに限る。)

においては七十九人である。また、平成二十年度の自衛官及び防衛省の事務官等の自殺による死亡率は十万人当たり三十三・一人であり、同年度の一般職の国家公務員の自殺による死亡率である十万人当たり二十一・七人より高い数値である。

二及び三について

防衛省としては、一般に、自殺は、さまざまな要因が複合的に影響し合つて発生するものであり、個々の原因について特定することが困難な場合も多いと考えているが、防衛省においては、自殺の原因について可能な限り特定できるように努めているところであり、このような観点を含め自殺防止対策については、今後とも強力に推進してまいりたい。

四及び五について

防衛省においては、これまで、隊員の自殺及び規律違反事案が発生した場合には、公正な立場で調査し得る隊員によつて調査を実施した上で、必要な対策等を講じてきており、必ずしもこのような内部調査等に限界があるとは認識していないが、軍事オンブズマン制度に関し、諸外国の制度等について一般的な調査を実施しているところである。

なお、防衛省においては、電話相談窓口の設置、公益通報制度の整備、防衛監察本部の設立等を進めてきているほか、部外有識者からのメンタルヘルスに関する意見を踏まえ、カウンセ

リング体制の充実等にも取り組んできたところである。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一九 九号

国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問主意書

一 昨年八月三十日、第四十五回衆議院議員総選挙が行われ、右総選挙で当選を果たした議員に対して、同年八月分の歳費が満額支給されている。この事実を、鳩山由紀夫内閣は承知しているか。

二 昨年八月の衆院選後、当選した議員に対し、わずか二日間、特に主だった議員活動もせずして、同月分の歳費が満額支給されたことにつき、国民から大きな批判の声が寄せられたと承知する。右につき、鳩山内閣の見解を示されたい。

三 本年七月、第二十二回参議院議員通常選挙が行われる予定であると承知する。その場合、現行制度の下では、現職の参議院議員が右選挙に立候補し、仮に落選したとしても、本年七月分の歳費は支給される。また、新人候補が右選挙に立候補し、当選した場合、まだ日には確定

していないと史料するが、当選した日にちより参議院議員とみなされ、本年七月分の歳費が支給されることとなる。この事実を、鳩山内閣は承知しているか。

四 本年七月に見込まれる参院選後、新旧国会議員に対し、それぞれ重複する形で同月分の歳費が支給されることについても、二と同様、国民から大きな批判の声が寄せられるものと考え、鳩山内閣の見解如何。

五 一昨年の世界的な金融危機に端を発し、現在我が国においても景気が低迷し、多くの国民は苦しい生活を強いられ、先行きに不安を覚えていると史料する。その様な中、二と四で指摘した様に、わずかな日数、特に主だった議員活動もしていないにも関わらず、歳費が満額支給されることは、国会議員の特権であり、国民の理解は得られないと考える。国会議員の歳費のあり方については、内閣ではなく立法府においてまず議論がなされるべきことであり、政府が中心となつてその議論を行えるものではないことは承知している。しかし、現在民主党、そして政府として、各省の政策会議等を開催する、または民主党議員の各委員会における質疑を制限する等、政府と党の一体化を目指し、また、鳩山内閣発足以後新設された行政刷新会議により事業仕分けが行われ、聖域なくあらゆる分野における税金の無駄遣いを見直し、なくすことを目指しているとも承知する。そうであるならば、鳩山内閣として、国会議員の歳費のあり方

を、立法府の問題として切り捨てるのではなく、鳩山由紀夫内閣総理大臣自らが先頭に立ち、せめて選挙の投票票が行われる月に限り、歳費を日割りで計算する等の改革案を示し、それを実現させる様、議論を主導していくべきではないのか。鳩山総理の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一七四第一九九号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問に対する答弁書

及び二について

第四十五回衆議院議員総選挙で当選した議員は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という。)第三条の規定に基づき、平成二十一年八月分の歳費を受けたものと承知している。

三及び四について

国会議員は、法第三条の規定に基づき、その任期が開始する当月分から歳費を受けるものと承知している。また、法第四条の規定に基づ

き、任期満限の場合には、その当月分までの歳費を受けるものと承知している。

五について

国会議員の歳費の在り方については、まずは、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。

平成二十二年三月四日提出

質問 第二一〇〇号

贈与税に関する質問主意書

提出者 稲田 朋美

贈与税に関する質問主意書

民法では贈与というのは契約であり、贈与を受ける人(あるいはあらかじめ贈与を受ける権限を与えられた人)が贈与を受ける意思表示することなしに、贈与を受ける人が知らないうちに贈与契約は成立しない。

贈与を受けた人が贈与を受けたことを知らないうちに贈与税の納税義務が発生し、その納税義務が時効によって消滅する、贈与を受けたことを知らなかった人のところに、贈与対象物だけが残るということがあるのか。

二 贈与契約が成立せず、納税義務も発生していない贈与税を過去にさかのぼって、納付期限を偽って申告するということは、故意による脱税にならないのか。

内閣衆質一七四第二〇〇号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員稲田朋美君提出贈与税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員稲田朋美君提出贈与税に関する質問に対する答弁書

一及び二について

贈与契約が成立していない場合には、贈与税の納税義務は成立せず、贈与税が課されることはない。

また、そのような場合に、徴収権の消滅時効が完成したり、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第六十八条等の罪が成立することはない。

平成二十二年三月四日提出

質問 第二一〇一号

政治団体の法的性格に関する質問主意書

提出者 稲田 朋美

政治団体の法的性格に関する質問主意書
一 政治資金規正法における政治団体について、権利能力なき社団、財団となる要件は、昭和三十九年十月十五日最高裁判決で示された一般的な成立要件とは異別に解するのか。

官 報 (号 外)

二 政治資金規正法における政治団体が権利能力なき社団の要件を備えていない場合の当該政治団体の法的性格は何か。実質的な支配者である自然人か、組合か、あるいはそれ以外か。 三 権利能力なき社団の不動産が代表者名で登記されている場合、その不動産の所有権は誰に帰属するのか。	内閣衆質一七四第二〇一号 平成二十二年三月十二日 内閣総理大臣 鳩山由紀夫 衆議院議長 横路 孝弘殿 衆議院議員稲田朋美君提出政治団体の法的性格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員稲田朋美君提出政治団体の法的性格に関する質問に対する答弁書	七について 所有者のない不動産は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百三十九条第二項の規定により、国庫に帰属することになる。 平成二十二年三月四日提出 質問 第二一〇二号 国民の「幸福度」調査に関する質問主意書 提出者 馳 浩	これは、幸福とは各人各様異なるものであり共通の価値観が存在しないこと、それにもかかわらず国が一定の幸福の基準をうち立てることは個人の自由を侵害する可能性が高いこと、幸福権を保障しても実現する見込みがないこと等が理由である。にもかかわらず、政府が国民の「幸福度」調査を行うとするならば、個人の自由に対する重大な挑戦である。 そこで、次の事項について質問する。 一 憲法第十三条の趣旨について、政府の見解を問う。 二 そもそも、「幸福」とは個人個人により違うものであり、抽象的な「国民の幸福」という概念は存在しない。政府の言う「国民の「幸福度」とはなにか、政府の見解を問う。 三 「国民の「幸福度」調査の目的について問う。 四 仮に、「国民の「幸福度」なるものを測る指標が開発されたとして、それをどのように使っていくのか。「国民の「幸福度」指標から乖離している個人に対して、あなたは指標から乖離しているから幸福ではないと言うつもりなのか、政府の見解を問う。 五 また、「その向上に向けた取組を行う」とあるが、指標から乖離している個人に対して改善プログラム等を勧める意向であるのか。それは、個人の自由に対する重大な侵害ではないか、政府の見解を問う。
四 平成十九年八月十日東京地裁判決(平成十八年(ワ)第一九七五号謝罪広告等請求事件)において「権利能力なき社団として取得した資産であつても、当該権利能力なき社団が独立の権利主体となるものではなく、当該資産の所有権は、当該社団の全構成員に総有的に帰属するのである」とされているが政府の見解を問う。 五 権利能力なき社団ではない場合、その代表者(と称する自然人)の名で登記されている不動産は誰に帰属するのか。二で実質的な支配者である自然人である場合、組合である場合、それ以外である場合についてそれぞれ問う。 六 権利能力なき社団ではない場合、不動産の登記名義人であるその代表者(と称する自然人)が自らの所有ではないとして所有権を否定した(放棄した)場合にその不動産は誰の所有か。五の各場合について問う。 七 所有者が所有権を放棄した不動産は、無主物となり、国庫に帰属する不動産になるか。	一及び二について ある団体が、どのような法的性格を有するのにかについては、御指摘の最高裁判決の趣旨も踏まえ、個別具体的に判断されるべき事柄であるが、一般的には、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体は、当該政治団体が個別の法律の規定により法人とされる場合を除き、いわゆる権利能力なき社団に該当するものと考えられる。 三及び四について 権利能力なき社団の資産は、判例上、構成員全員の総有に属するとされているものと承知している。 五及び六について 一般論として、ある不動産の所有者が誰であるのかについては、当該不動産の取得の経緯、当事者の意思、当該不動産の管理の状況、登記の経緯等の諸般の事情を総合して、個別具体的に判断される。	国民の「幸福度」調査に関する質問主意書 民主党政権は昨年十二月三十日に、「新成長戦略」をまとめた。その中に「生活者が本質的に求めているのは『幸福度』(well-being)の向上であり、それを支える経済・社会の活力である。こうした観点から、国民の『幸福度』を表す新たな指標を開発し、その向上に向けた取組を行う。」との文言がある。これを受けて「鳩山由紀夫首相は二十八日、菅直人副総理・財務相や仙谷由人国家戦略相らと首相公邸で会い、国民の『幸福度』を調査することを確認した。」(三月一日付日本経済新聞)とのことである。 しかし、日本国憲法第十三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めてあり、幸福追求権は保障しているが、幸福権は保障していない。	

六 「新成長戦略」でも認めているとおり、「生活者が本質的に求めているのは『幸福度』(well-being)の向上である」としても、「それを支える」のは「経済・社会の活力である」。政府が行うべきは、前提条件である「数値としての経済成長率」を追い求める「こと」であり、その状況で個人個人が自分なりの幸福を追求していくことは、個人の自由であり、国家が介入することは許されないことであると考える。この点につき、政府の見解を問う。

内閣衆質一七四第二〇二号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出国民の「幸福度」調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出国民の「幸福度」調査

に関する質問に対する答弁書

一について

憲法第十三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しており、これは、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国

政上尊重すべきとの趣旨であると考えている。二から六までについて

政府においては、経済的な豊かさのみならず、個人の主観的な満足度等も含め、国民が実感している幸福度や満足度の現状を総合的に表す新たな指標を開発するとともに、その向上に向けて、経済・社会の活力を高めるために必要となる取組を行うこととしているが、これらの取組は、個人個人が幸福を追求するに当たって、政府として環境整備を行うものであり、個人の自由により国家が介入するものであるとの御指摘は当たらないと考えている。

幸福度を表す新たな指標の開発に向けた第一歩として、現在、内閣府において、国民が実感している幸福度や満足度の現状、それらに影響する様々な要素等について、多面的に把握するため、平成二十一年度国民生活選好度調査を行っているところである。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一〇三号

公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問主意書

提出者 馳 浩

公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問主意書

二月四日付の質問主意書において「公立無償・

私立有償」の影響で、私学への入学希望者減少の影響も現れ、公私の格差感は拡大していると思われる。」等、私立高校への対応が不十分である旨の質問をした。

その後、共同通信によると「高校授業料無償化の一環で、国が四月から私立高生を対象に支給する予定の就学支援金(年額約十二万～二十四万円)について、知事選直後で対応が未定の長崎県を除く四十六都道府県が低所得世帯の生徒を中心に上乗せ支給する」とのことである。

そこで、次の事項について質問する。

一 二月十二日付の答弁書によると、「文部科学省としては、学校教育において私立の高等学校が果たしている役割の重要性にかんがみ、今後とも、その教育に係る経常的経費への支援を含め、私立の高等学校における教育の振興に努めてまいりたい。」とのことである。

今回の都道府県の上乗せ支給について、国としてどのような支援を行うのか、政府の意向を問う。

二 また、京都は年収三百五十万～千二百万円の世帯に、埼玉と岐阜は年収五百万円未満の世帯に、徳島は年収二百五十万円以上六百九万円未満の世帯にも支給することとなっている。

このような状況となった原因は、「低所得者」を「年収二百五十万円」とした基準が低すぎたのではないかと。政府の見解を問う。

三 二月十二日付の答弁書に「私学の就学支援金

を犠牲にして公立高校の無償化を実現した」との御指摘や、「公立高校と私立高校の学費格差がより鮮明になったといえる」との御指摘は当たらないものと考えている。」との答弁がある。

今回の都道府県の上乗せ支給を受けて、この指摘について改めて政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一七四第二〇三号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「上乗せ支給」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、平成二十一年度第一次補正予算において、私立の高等学校における授業料の減免措置に対する都道府県の補助事業に対する緊急支援を行うため、「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」を計上したほか、平成二十二年予算において、当該補助事業に対する国庫補助に要する

経費を計上するとともに、所要の額の地方交付税措置を講ずることとしておられるところである。

二及び三について

先の答弁書(平成二十二年二月十二日内閣衆質一七四第七八号)一、二及び七についてで答えたとおりである。なお、私立の高等学校における授業料の減免措置に対する都道府県の補助事業は、地域の実情に応じて、各都道府県の判断により行われるものであると考えている。

平成二十二年三月四日提出
質問 第二一〇四号

菅大臣の経済演説に関する再質問主意書

提出者 馳 浩

菅大臣の経済演説に関する再質問主意書
菅大臣の経済演説に関する質問主意書を本年二月四日に提出し、二月十二日に答弁書の送付を受けたが、さらに確認したい点がある。

従って、次の事項について質問する。

一 議論の前提としてデフレの定義について、政府の見解を問う。

二 前の質問主意書において、「物価の安定の具体的な数字を問うたところ」、「消費者物価指数の前年比で二パーセント以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は一パーセント程度を中心と考えている。」との答弁であったが、これは日本

銀行の考えである。あらためて、政府の見解を問う。

三 また、二の答弁は、政策委員の主観であり、政策委員が替われば基準が変わる可能性があるのではないか、政府の見解を問う。

四 消費者物価指数は統計上一パーセント程度の上方誤差があるので、消費者物価指数の前年比が一パーセント以下のプラスは実際にはデフレ状態である。「消費者物価指数の前年比で」「一パーセント程度」ではデフレ状況を放置することになるのではないか、政府の見解を問う。
五 二〇〇〇年以降、消費者物価指数の前年比がプラス一パーセント以下であった期間について、情報の開示を求める。

六 金融政策が「その時々々の経済・物価情勢や市場動向を踏まえ」て行われるならば、その動向を読み違えると、景気の山はより高く、谷はより深くなる。日本銀行政策委員の方々が専門知識を有し、経験豊富であるとしても、人間である以上無謬ではありえない。そのような裁量的金融政策は弊害が大きく、裁量型金融政策からルール型金融政策、具体的には日本銀行法第二条に具体的な数値を明示するインフレ・ターゲット政策へ転換すべきと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七四第二〇四号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出菅大臣の経済演説に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出菅大臣の経済演説に関する再質問に対する答弁書

一について

政府は、デフレを「持続的な物価下落」と定義しており、昨年十一月の月例経済報告以降、我が国経済は緩やかなデフレ状況にあると判断している。

二及び六について

前回答弁書(平成二十二年二月十二日内閣衆質一七四第七七号)で述べたように、日本銀行は「中長期的な物価安定の理解を明確化したものと承知しており、政府としても、できる限り早期にプラスの物価上昇率が実現されることが望ましい」と考えている。

政府としては、日本銀行との間で、財政政策・金融政策の実施において、政策の方向性についての認識を共有していると考えており、引き続き、日本銀行が適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待している。

三について

お尋ねは、日本銀行の金融政策運営に関するものであり、日本銀行の自主性を尊重する観点から答弁は差し控えたい。

四について

御指摘の消費者物価指数の「上方誤差」については、理論上様々な見解があり、また、利用可能なデータの制約もあることから、その大きさを正確に測定することは困難である。

政府としては、物価の基調判断に当たっては、消費者物価指数だけでなく、他の物価関連指標も踏まえた上で総合的に判断している。

五について

平成二十二年一月から平成二十二年一月までの期間において、消費者物価指数の生鮮食品を除く総合指数の前年同月比がプラス一パーセント以下であった期間は、平成二十二年一月から平成二十二年二月まで、同年四月及び同年十一月から平成二十二年一月までである。

平成二十二年三月四日提出
質問 第二一〇五号

日本銀行の独立性に関する質問主意書

提出者 馳 浩

日本銀行の独立性に関する質問主意書
一九九八年四月に日本銀行法が改正されて、日本銀行の独立性が法制度として明確化された。

確かに、歴史的に政府が金融政策に介入するとインフレ的な経済運営を求める圧力をかけやすく、国民生活に重大な悪影響を与える例が多くみられる。しかし、現在のわが国はデフレ状況にあり、国民生活に与える悪影響の大きさはインフレ状況下にも比肩すべきものである。

このように現在のわが国がデフレ状況にあるのは、日本銀行法の改正において、中央銀行の独立性について概念の整理が不十分であったからではないか。

そこで、次の事項について質問する。

一 日本銀行の独立性の根拠条文について、政府の見解を問う。

二 日本銀行の独立性を確保した趣旨について、政府の見解を問う。

三 日本銀行の独立性が、政府の介入によるインフレ的経済運営を排除することであるとするならば、日本銀行の独立性とはあくまで手段・方法論であると考え、政府の見解を問う。

四 日本銀行の金融政策の最も重要な目的は「物価の安定を図ること」(日本銀行法第二条である。現在のわが国で「物価の安定」が達成されているか、政府の見解を問う。

五 もし、「物価の安定」が達成されていないとするならば、日本銀行の独立性という方法論に問題があるのではないか、政府の見解を問う。

六 「物価の安定」とは経験則上、消費者物価指数の1〜3%の上昇が最も妥当である。日本銀行

の金融政策の最も重要な目的が「物価の安定を図ること」であるならば、この数値を日本銀行法に明記すべきではないか、政府の見解を問う。

七 もし、この数値を明記するならば、日本銀行の金融政策は政府からも日本銀行政策委員会からも独立して、消費者物価指数の1〜3%の上昇の達成を目指すことに一義的に決まることとなる。このことこそ、日本銀行の独立性と呼ぶべきことではないか、政府の見解を問う。

内閣衆質一七四第二〇五号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出日本銀行の独立性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出日本銀行の独立性に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

お尋ねの「日本銀行の独立性」については、日本銀行法(平成九年法律第八十九号。以下「法」という。第三条第一項は、「日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。」と規定し、また、法第四条は、「日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が

経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。」と規定しており、日本銀行は、これらの規定に従って金融政策を運営していくこととなる。

二について

お尋ねの「日本銀行の独立性を確保した趣旨」については、「日本銀行法の改正に関する答申」(平成九年二月六日金融制度調査会)において、「中央銀行の金融政策の最も重要な目標は、物価の安定であるが、過去の各国の中央銀行の歴史は、中央銀行の金融政策にはインフレ的な経済運営を求める圧力がかかりやすいことを示しており、物価の安定達成のためには、中央銀行の金融政策に関し、高い独立性が付与されることを望ましい。こうしたことから、日本銀行法改正において、日本銀行の金融政策の独立性を高めるため、日本銀行の金融政策の自主性が尊重されねばならないことを、基本的考え方として確認的に明確にすることが適当である。」とされていること等を踏まえたものである。

四から七までについて

現在の我が国経済は、物価の動向を総合してみると、持続的な物価下落という意味において、緩やかなデフレ状況にある。また、その原因については、平成二十年末以降、世界金融危機と世界同時不況が深刻度を増し、我が国の景

気が急速に悪化する中で、需要が供給を大幅に下回る状態が続いたことなどにあると認識している。

一 及び三について及び二について述べたとおり、日本銀行の金融政策の自主性は尊重されなければならないと考えている。

日本銀行においては、デフレ克服が極めて重要な課題であるとの認識の下、金融政策の運営に当たって極めて緩和的な金融環境を維持していく考えを表明するとともに、昨年十二月十八日には、平成十八年三月九日に公表した「中長期的な物価安定の理解」について、「消費者物価指数の前年比で二パーセント以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は一パーセント程度を中心と考えている。」と明確化し、デフレ克服への決意を示したところであると承知している。

政府としては、物価安定の下で持続的な経済成長の実現を図るべく、経済財政運営を行っていくことが望ましいと考えており、デフレの克服を目指し、日本銀行と一体となって、できる限り早期のプラスの物価上昇率の実現に向けて取り組んでいるところである。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一一〇六号

公立高校授業料無償化に伴う私立高校就学支援金の問題点に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

公立高校授業料無償化に伴う私立高校就学
支援金の問題点に関する質問主意書

国は公立高校の授業料無償化をスタートさせようとしているが、一方で、私立高校に就学支援金を支給しようとしている。これは、私立高校には所得制限を設け、公私間の格差を助長することを明確にしており問題が大きい。地方では公立高校の補完的な意味合いとして、私立高校の存在意義が大きいといえる。また、公立高校と私立高校は、それぞれの受け入れ人数を協議しており、そのバランスが崩れていく可能性が高い。一方、全国の都道府県が、私立高校生を対象に、国が支給を予定している就学支援金について、低所得者世帯の生徒を中心に上乗せ支給をすることを検討している。しかし、都道府県によってその差が大きいことが考えられる。このようなことから、高校授業料無償化のスローガンの下、私立高校を冷遇しようとしている鳩山内閣の対応は、極めて遺憾である。

従って、次の事項について質問する。

一 一般的に私立高校の方が学校運営をする上で、高い授業料の設定を余儀なくされている。本来、高校授業料無償化をスローガンにするならば、まずは私立高校に対して一義的に対応すべきではないか。また、公立高校には所得制限がないのに、なぜ私立高校に対しては所得制限を設けたのか。

二 公立高校授業料無償化で、公立の志願者が増え私立の志願者が減少し、公私のバランスが崩

れることはないのか。

三 所得捕捉などの本人申請の必要な私立高校は、就学支援金の手続きもあり負担が大きいのと思うが、いかがか。また、個人情報的重要性が確立されつつある今日、例えば学校に年収を知られることへの保護者の心配もあるのではないか。

四 私立高校の授業料は、年間約二十万円から約六十万円と幅があり、都道府県によって差がある。都道府県が、就学支援金と授業料の差額について、一定額を助成すること自体は評価するが、都道府県による金額や条件の差がどのようになっているか、それについて国はどのように捉えているのか。

五 四に関連し、都道府県・地域によって大きな差が生じることがあるならば、国は放置するのか。

六 一〇五に関連し、私立高校に所得制限がある限り、就学支援金が支給されても、公私間の格差は埋まらないと考えるが、いかがか。右質問する。

内閣衆質一七四第二〇六号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出公立高校授業料無償化に伴う私立高校就学支援金の問題点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出公立高校授業料無償化に伴う私立高校就学支援金の問題点に関する質問に対する答弁書

一 及び六について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（以下「本法律案」という。）においては、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒等に対し、その保護者等の所得にかかわらず、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給することとしている。

また、就学支援金の額については、公立高等学校の授業料の月額標準となるべき額等を勘案して限度額を定めることとするともに、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要がある生徒等については、当該限度額に一定の額を加算した額を限度額とすることとしており、「公私間の格差は埋まらない」との御指摘は当たらないものと考えている。

二について

御指摘の「公私のバランス」の趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として、高等学校に進学を希望する者の進路に関する選択については、様々な要因が影響するものと考えられ、本法律案により御指摘のように「公立の志願者が増え私立の志願者が減少」することとなるかどうかについては、一概にはいえないものと考えている。

三について

政府としては、私立高等学校等の設置者の就学支援金に関する事務の執行に要する費用に相当する金額の交付に要する経費として、平成二十二年予算において所要の額を計上するとともに、当該事務が可能な限り簡素なものとなるよう検討を行っているところである。また、一定の額を加算した額を限度額として就学支援金の支給を受ける場合には、保護者等の収入の状況に関する情報が必要となるが、その取扱いは、私立高等学校等における他の個人情報取扱いと同等に、関係法令を踏まえ適正に行われるべきものであり、文部科学省としては都道府県等を通じて適切に指導してまいりたい。

四及び五について

御指摘の「都道府県による金額や条件の差」の趣旨が必ずしも明らかではないが、私立の高等学校における授業料の減免措置に対する都道府県の補助事業は、地域の実情に応じ、各都道府県の判断により行われるものであると考えている。政府としては、平成二十一年度第一次補

正予算において、当該補助事業に対する緊急支援を行うため、「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」を計上したほか、平成二十二年予算において、当該補助事業に対する国庫補助に要する経費を計上するとともに、所要の額の地方交付税措置を講ずることとしているところである。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一一〇七号

原子力発電所で発生した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

原子力発電所で発生した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問主意書

我が国は、エネルギー資源に乏しく、また、地球温暖化防止に対応していくためにも、自然エネルギーの普及を進めていくことはもとより、原子力エネルギー政策の安全性を第一義に進めていくことが大切である。これは現実的な手段であり、エネルギー政策は国策であることから、原子力エネルギー政策は重要と考える。

しかしながら、鳩山内閣を構成する与党民主党議員の一部では、原子力エネルギー政策を否定する主張が度々あり、また、同じく与党の社民党内においても、否定する主張や行動が今なお続いている。このように、鳩山内閣における原子力エネ

ルギー政策については、基軸が定まっておらず、極めて遺憾なことである。

従って、次の事項について質問する。

一 去る二月二十六日、社民党県連をはじめとする三団体が青森県に対し、三月に予定されているイギリスからの返還ガラス固化体の六ヶ所村への搬入を、事業者に中止させるよう申し入れをしている。エネルギー政策は極めて重要な国策であり、むしろ青森県は国に協力している。国が青森県に協力をお願いしていることから考えて、このような趣旨の申し入れは、社民党が参画している鳩山内閣にすべきと考えるがいかがか。

二 社民党県連をはじめとする三団体は、その申入書の中で、日本の原子力発電所で発生した使用済み核燃料から生じた廃棄物については、依頼主である各電力会社が自らの敷地で管理すべきだと主張し、公開質問状を送っている。この主張を鳩山内閣はどう認識し、どう対応すべきと考えるか。公開質問状に対しては、青森県ではなく、国が、つまり鳩山内閣が応えるべきではないのか。

三 二に関連して、各電力会社が自らの敷地で管理すべきだという申入書で主張している内容は、各電力会社があるそれぞれの地域や自治体の理解が得られると思うか。

内閣衆質一七四第二〇七号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所で発生した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所で発生した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問に対する答弁書

一 について

団体の意見の申入れ先については、当該団体自身が判断すべきものと考えている。

二及び三について

特定放射性廃棄物(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号。以下「最終処分法」という。)第二条第一項に規定する「特定放射性廃棄物」をいう。以下同じ。)が最終処分されるまでの間の管理については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第四十四条第一項の指定又は同法第五十一条の二第二項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者が、それぞれ同法第四十五条第一項又は第五十一条の七第一項の認可を受けた施設において行うこととなっている。これまでにこれらの認可を受け、特定放射性廃棄物が管理さ

れているのは、青森県六ヶ所村所在の日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)の施設及び茨城県東海村所在の独立行政法人日本原子力研究開発機構の施設であるが、管理の実施に当たっては、事業者及び政府として、地元の理解の獲得に努めているところである。また、今後イギリスの再処理事業者から代替取得(最終処分法第二条第五項第四号に規定する「代替取得」をいう。)により取得することとなる第一種特定放射性廃棄物(同条第八項に規定する「第一種特定放射性廃棄物」をいう。)及びフランスの再処理事業者から返還されることとなる第二種特定放射性廃棄物(同条第九項に規定する「第二種特定放射性廃棄物」をいう。)の最終処分までの間の管理を、日本原燃が青森県六ヶ所村所在の施設において行うことについて、現在、日本原燃、電気事業連合会及び政府から青森県及び六ヶ所村に対し、要請を行っているところである。

なお、御指摘の「申入書」及び「公開質問状」については、青森県知事にあてられたものであると承知しており、これらの内容については、政府としてお答えする立場にない。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一一〇八号

天下りの実態に関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

天下りの実態に関する再質問主意書

天下りの実態に関する質問主意書(質問第一一
一号)に対する答弁書(内閣衆質一七四第一一
号)について、以下の点を再度質問する。

一 「二の1及び3について」で回答されている点
について、答弁書にある「必要と認められる懲
戒処分等の措置」が実際に講じられたことはあ
るのか。そのような事例がある場合は、詳細に
お示しいただきたい。

二 「二の4及び5について」の項で、「再就職
あつせんの禁止等の規制の実効性を高めること
が肝要であると考えている。」と述べておられ
る。国家公務員法(昭和二十二年法律第二十
号)第百六条の二第一項に規定されている行為
に該当するかどうか、その真偽に関しては客観的
に確かめようがない。したがって、第三者によ
るチェック体制の導入が必要であり、加えて再
就職先の公表が有効だと考える。これらについ
て政府の見解をうかがいたい。また、これらを
導入する必要があると考えるならば、実効性を
高めるために政府が考える手段をお答えいただ
きたい。

三 「二の6について」の項で、官民人材交流セン
ターと民間人材登用・再就職適正化センターの
違いを述べておられるが、依然として不明確で
あり、その相違点が明らかではない。これを明
示した上で、政府としては、官民人材交流セン
ターのどこに問題があり、民間人材登用・再就

職適正化センターにどのような権限を付与する
ことで問題を解消しようとしているのか。二つ
のセンターの違いを再度説明していただきた
い。

右質問する。

内閣衆質一七四第二〇八号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関す
る再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に
関する再質問に対する答弁書

について

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)
第百六条の二の規定が施行された平成二十年十
二月三十一日から現在までの間に、お尋ねの
「必要と認められる懲戒処分等の措置」が講じら
れた事例はない。

二について

今国会に提出している国家公務員法等の一部
を改正する法律案において、国家公務員法第百
六条の二から第百六条の四までに規定する再就
職等規制に違反する行為の監視等を行うため、
職員又は特定独立行政法人の役員としての前歴
を有しない者のうちから国会の同意を得て任命

される委員長及び委員で構成され、中立公正の
立場で独立して職権を行使する第三者機関であ
る再就職等監視・適正化委員会を設置すること
としている。再就職等規制に違反する行為に対
しては、同委員会が同法の定める手続に従い厳
正に対処することとなる。

また、管理職職員であつた者の離職後二年間
の再就職先の名称については、同法第百六条の
二十五第一項の規定に基づく内閣総理大臣の内
閣への報告事項として、総務省が公表している
ところである。

三について

現在の官民人材交流センターは、一般的に離
職者に対して再就職の援助を行うことを業務と
する組織であるが、民間人材登用・再就職適正
化センターは、職員に対する再就職の援助は組
織の改廃等に伴い必要な場合を除き行わないこ
としてしている。また、同センターに監視機能を
付与し、その下に再就職等規制の監視等を担う
中立公正な第三者機関である再就職等監視・適
正化委員会を設け、同委員会に再就職等規制の
遵守に関する指導及び助言の権限を付与する
等、再就職等規制の監視機能の強化等を図るこ
としてしている。このように、民間人材登用・再
就職適正化センターは、再就職支援の対象が限
定され、監視機能を付与されている点におい
て、現在の官民人材交流センターとは異なるも
のである。

官民人材交流センターは、一般的に離職者に
対して再就職の援助を行うこととしていた点に
おいて問題があるとされていたが、民間人材登
用・再就職適正化センターにおいては、原則再
就職の援助は行わないこととすることで、問題
の解消は図られるものと考えている。

平成二十二年三月四日提出
質問 第二〇九号

緑化版エコポイント制度の創設に関する質問
主意書

提出者 秋葉 賢也

緑化版エコポイント制度の創設に関する質
問主意書

近年、我が国、特に都市部地域において、エネ
ルギー使用の増大や地面のアスファルト・コンク
リート被覆による蒸散機能の低下等により、郊外
部よりも気温が高くなる、いわゆるヒートアイラ
ンド現象が起き、加えて、地球温暖化の進行に伴
う気温上昇も問題となつてきているが、その緩和
のための手段として、緑化の推進が有効であると
の指摘がなされている。

都市における緑の指標の一つとも考えられる公
園については、我が国では平成二十年度末までに
一人当たりの都市公園等面積が約九・六平方メー
トルとなるなど、着実な整備が進められてきては
いるものの、欧米諸国の主要都市と比べるとその
水準は依然として低い状況にある。また、全国の

緑化率は森林等の減少により下降傾向にある。

そのような中、特に都市部においては、都市公園に加えて、民有地等における植栽、芝生化、屋上緑化、壁面緑化等(以下「民有地等緑化」という。)の推進も重要となっている。これら民有地等緑化は、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化問題への対応以外にも、生物多様性の保全、美しい景観の確保、さらには空気の浄化作用など、様々な機能を果たしており、持続可能な都市・地域の形成及び誰もが暮らしやすい社会の実現にも寄与するものである。

そこで、これらを踏まえて、次の事項について質問する。

一 平成二十二年度一般会計予算及び同特別会計予算における国の事業費のうちで、都市部における民有地等緑化の取組みに関連する事業の名称、実施府省庁、予算額を事業項目別にお示しいただきたい。なお、該当事業が複数ある場合には、すべて列挙されたい。

二 都市部における緑化を推進するための制度として、例えば、「緑化版エコポイント制度」の創設が有効ではないかと考える。

具体的には、住宅及び事業場の敷地並びに建物における民有地等緑化に際して、植栽樹木の種類、樹齢、高さ等の条件に応じてエコポイントを付与するとともに、その植栽後においても敷地及び建物の緑被率に応じて毎年ポイントが付与、又は電気料金等を同ポイント分減免する

といった制度の導入が考えられる。

このような植栽樹木等の年々の成長に伴ってその機能が増すことに注目して民有地等緑化の効果を検討し続ける制度は、一回限りのポイントの付与にとどまる既存のエコポイント制度に比べ、国民及び事業者による環境に配慮した持続的な取組みが期待できるものであり、また、良好な都市景観の形成、環境教育にも寄与し、さらには緑化の担い手の育成につながるものでもあると考える。

そこで、都市部における緑化率の向上及び地球温暖化対策と景気回復の両立のそれぞれの観点から、この制度に対する政府の評価を具体的にお示しいただきたい。

三 政府は、二において提案した制度と同内容の、あるいは類似の制度の導入に向けた検討を既に行っているのか。もし行っているなら、その検討状況及び導入に向けた今後のスケジュール案をお示しいただきたい。また、検討を行っていないなら、早急にその導入に向けた検討を開始すべきであると考えますが、これに対するお考えをお示しいただきたい。

内閣衆質一七四第二〇九号
平成二十二年三月十二日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員秋葉賢也君提出緑化版エコポイント制度の創設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出緑化版エコポイント制度の創設に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「都市部における民有地等緑化の取組みに関連する事業」としては、国土交通省において、先導的都市環境形成促進事業に係る予算二億九千二百万円の内数として、また、環境省において、クールシティ中枢街区パイロット事業に係る予算三億五千万円の内数として、平成二十二年度予算に計上している。

二について

御指摘の「緑化版エコポイント制度」については、エコポイントの付与の方法等について、制度の合理性や実効性の確保等の観点から十分な検討が必要であると考えます。

三について

御指摘の「緑化版エコポイント制度」と同内容又は類似の制度の導入に向けた検討は、現在行っていないが、民有地等の緑化の推進を図るため、緑化率に関する規制や各種の支援措置等の施策を講じてきているところであり、今後とも、このような取組を進めてまいりたい。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一二一〇号

デジタル・ディバイド対策に関する質問主意書

提出者 吉野 正芳

デジタル・ディバイド対策に関する質問主意書

山村地域においては、地理的条件により携帯電話の不通地域やインターネットのブロードバンドの接続ができない地域が未だ存在しており、条件不利地域での情報通信整備は大きな課題となっている。また、国策として進めている二〇一一年地上デジタル放送への完全移行に向け、諸問題を抱えている地域が多い。

そこで以下の事項につき鳩山政権の姿勢について質問する。

一 鳩山政権でも前政権に引き続いて二〇一一年の地上デジタル完全移行化の方針は変わらないのか。

二 情報基盤整備については国庫より一部補助されているが、地方自治体や住民への負担が生じている地域がある。基盤整備については全額国庫補助により措置ができないのか。

三 情報格差解消のためには、都市部と山村地域等の条件不利地域間において全く同じ条件で情報を享受できるようにすべきだが、地域によっ

て経済的負担の格差は生じていないのか。

四 上記の格差が生じている場合、山村地域への新たな支援策についての政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七四第二一〇号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員吉野正芳君提出デジタル・デバイス対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉野正芳君提出デジタル・デバイス対策に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、電波の有効利用、放送基盤の高度化等を目的として、予定どおり平成二十三年七月二十四日までに地上デジタル放送への完全移行を実施する方針である。

二について

山村地域を始め条件不利地域等においては、採算性の観点から、民間投資のみによる情報通信基盤の整備が進みにくいため、こうした地域における地方公共団体等による情報通信基盤の整備については、国がその整備費用の一部を支援しているところである。

これは、情報通信基盤の整備によつて、対象地域や事業者に便益が及ぶことから、便益を享受する関係者が費用を分担することが適切であるとの考え方に基づくものである。

情報通信基盤の重要性にかんがみ、引き続き、地方公共団体等と連携しながら、情報通信格差の是正に取り組んでまいりたい。

三及び四について

個々の電気通信事業者の電気通信役務の料金体系についてすべて把握しているものではないことから、お尋ねに網羅的にお答えすることは困難であるが、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第六条の規定により、電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いを禁止されていることから、同一の電気通信事業者による同一の一般利用者向けの電気通信役務については、不当な「経済的負担の格差」が生じることはないものと考えている。

なお、光ファイバ等情報通信基盤に関し、山村地域を始め条件不利地域等においては都市部と比較して整備が十分でない地域も存在しているとの認識に立ち、これまで政府として情報通信格差の是正に取り組んできたところであり、今後の取組の在り方についても、引き続き検討してまいりたい。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一一一一 号

平成二十二年予算政府案に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

平成二十二年予算政府案に関する質問主意書

政府は、平成二十一年十二月二十五日に平成二十二年予算政府案を閣議決定され、今国会に提出した。この予算は、政府が国民に公約として選挙で信任を得たマニフェストを実現化するための予算であり、今後四年間でマニフェストを完全実施するための最初の一步の予算編成であると認識している。鳩山総理はマニフェストが守れなかった場合は政治的責任を取るとまで言明されている。大事な予算である。

これを踏まえて、次の事項について質問する。
一 この度の平成二十二年予算政府案編成に当たり、公債発行額を四十四兆円以内に抑えるべく努力をされていたと認識しているが、四十四兆円を目標とした根拠をお教えいただきたい。

二 四十四兆円は、前政権時に発行した平成二十一年度の公債費総額と同程度である。すなわち平成二十一年度の当初予算と補正予算を合わせた公債費総額と同程度と認識しているが、如何か。また、目標設定に当たりそのことを政府として意識されたかどうかお教えいただきたい。

三 公債発行目標額四十四兆円が、前政権の発行

した公債費総額を意識してのものだとすれば、平成二十二年予算政府案については、平成二十一年度の補正予算分も含んだ、積極的な財政出動を伴う大型予算だと認識するが、政府の予算編成の基本認識は如何かお聞かせいただきたい。また、平成二十二年度に四十四兆円を超えて国債を発行した場合、国内及び海外の市場には、国債を消化する余地がどの程度残っているかと政府としては考えているか、金利の動向についての見込みともにお聞かせいただきたい。

四 平成二十二年度末の公債残高はいくらとなると見込まれているのかお聞かせいただきたい。また、国民一人当たりの公債残高も併せてお聞かせいただきたい。

五 鳩山総理は昨年八月の総選挙の際に国民に約束した民主党のマニフェストについて、昨年十月の衆議院本会議において自由民主党谷垣総裁の代表質問に対して「国民との契約である。必ず実現する。もし四年たつて政策が達成されていないと思われたら、当然、政治家として責任はとる」旨述べておられたが、今現在もそのお気持ちに変わりはなく鳩山総理の決意をお聞かせいただきたい。

六 政府の政策の基になっている民主党のマニフェストによると、国の総予算の全面組み換えと無駄の排除等で財源が捻出されると第一項に記してあるが、鳩山政権になって具体的に予算の全面組み換えと、無駄の排除でいくらの財源

を捻出されたのかをお聞かせいただきたい。

七 所謂「埋蔵金」の税外収入による約十兆円は、単年度に限った予算措置であると認識しているが、来年度以降、税外収入としての程度の額を確保できると見込まれているのかお聞かせいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第二一一号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出平成二十二年予算政府案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出平成二十二年予算政府案に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十二年予算における国債発行額については、財政の果たす役割に配慮しつつ、財政規律を重視する姿勢を明確に示し、市場の信認を確保することが重要であるとの観点から、平成二十一年度第一次補正予算後の国債発行額である約四十四兆円以内に抑えたところである。市場における国債消化余力や長期金利の見込みについては、経済・金融情勢等、様々な要因により変動し得ることから、お答えすることは

困難である。

四について

平成二十二年末における普通国債残高は、約六百三十六兆九千八百四十億円と見込まれる。また、当該額を総務省人口推計による平成二十一年九月一日現在の日本の総人口である約一億二千七百四十九万人で機械的に除して算出される数値は、約五百万円となる。

五について

マニフェストは、政権担当期間の四年間に実現すべき政策を掲げた国民との約束であり、当然に守らなければならないものと考えている。他方、「国民の生活が第一」という原点に立ち返れば、個々の政策を実行に移す際には、国民の声に耳を傾けることも重要である。

今後とも、国民と真摯に向き合い、幅広い議論を行いながら、マニフェストに掲げた政策を一つ一つ実現すべく、全力を挙げて取り組んでまいりたい。

六について

平成二十二年予算においては、国の総予算の見直しにより二・三兆円の歳出削減を行うとともに、公益法人等の基金等の返納等により一兆円の税外収入を見込み、合計三・三兆円の財源を確保したところである。七について
税外収入を含め、財源の確保については、引き続き、歳入歳入両面にわたって徹底した予算

の見直しを行うことを通じて実現していきたいと考えていることから、平成二十三年以降の税外収入の額について現時点でお答えすることは困難である。

平成二十二年三月四日提出
質問 第一一一二号

内閣官房専門調査員として在籍する民主党事務局職員に関する質問主意書

提出者 赤澤 亮正

内閣官房専門調査員として在籍する民主党事務局職員に関する質問主意書

政府は、平成二十二年二月五日に閣議決定した衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の政治主導に関わる経費に関する質問に対する答弁書において、「平成二十二年二月五日時点で、内閣官房専門調査員として、民主党事務局職員二十五人を採用している」としている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の性格について

内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員は、国家公務員法第三章第七節、法第九十六条から第九十六条に規定する服務の規定により、職務専念義務、守秘義務、政治的中立性等を求められる一般公務員であるのか。

二 民主党事務局職員を内閣官房専門調査員として在籍させることの意義に対する認識について

伺いたい。

三 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の在籍者について

1 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の氏名、生年月日、年齢、勤務形態（常勤、非常勤の区別。以下同じ）及び職歴を明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員は在籍するのか。在籍するのであれば、同様に氏名、生年月日、年齢、勤務形態及び職歴を各省庁別に全て明示されたい。

2 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の内閣官房での役職、所掌事務の範囲（担当部局の明示を含む）、部下の有無及びその人数を、内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員ごとに全て明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

四 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の待遇について

1 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員に対し国から給与の支給はあるのか。ないのであれば、民主党事務局職員との兼職が認められているのか。もし認められている場合には、民主党から給与等の金銭が支払われているのか。

2 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員に対し国から各種手当（何かしら

の金銭の給付を含む。以下同じ)の支給はあるのか。あるのであれば支給される各種手当の細目を全て明示したうえで、支給した各種手当の細目、合計金額を内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員ごとに全て明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

3 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の勤務状況(常勤、非常勤を問わず一日あたりの勤務時間、一月あたりの勤務時間及び勤務日数、現在までの合計勤務時間及び合計勤務日数、配属部局及び実際に勤務している部局)について、内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員ごとに全て明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

4 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員には、公用車が支給されているのか。公用車が支給されているなら、その車種、台数を全て明示したうえで、運転手の人件費についても併せて明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

5 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員が出張すると国から旅費、手当等は支払われるのか。支払われているなら、

その出張先、出張目的、旅費、手当を全て明示されたい。また、公費出張中に政治団体(民主党、社民党、国民新党の各県連、各支部、各地方組織、各関係組織及び労働組合を含む。以下同じ)又はこれらが開催する会合等に立ち寄った事実はあるか。あるのであれば、その当該職員ごとに氏名、日付、出張目的、出張先及び立ち寄った政治団体又はこれらが開催する会合等を全て明示したうえで、移動手段(航空機、新幹線、公用車の使用の有無及び航空機、新幹線については座席クラス)の明示を含む)についても併せて明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

五 国家公務員の政治的中立性について

1 平成二十一年九月十六日以前に政党事務局職員が、政党に籍を残したまま内閣官房に在籍したことはあるか。ないのであれば、民主党事務局職員を内閣官房専門調査員として在籍させる理由及び人選の基準を明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に示されたい。

2 民主党事務局職員を内閣官房専門調査員として在籍させる際に身上調査を実施したのか。実施したのであれば、その調査方法を明示されたい。各省庁に民主党事務局職員が在

籍するのであれば、同様に各省庁別に示されたい。また、内閣官房を含め各省庁に在籍している民主党事務局職員に罰金以上の刑を受けたことのある者はいるか(氏名不要)。

3 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の使用する電話、FAX、電子メールの管理はどのようになされているのか。特定の政党に情報が流出しないような特段の注意はされているのか。また、その使用料金の支払いはどのようになされているのか。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に伺いたい。

4 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員が、特定の団体(政党、政治団体及び労働組合を含む)に偏した職務を行うことができない担保はあるのか。もしあるのであれば、それは違反した際にペナルティのあるものなのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第二一二号
平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員赤澤亮正君提出内閣官房専門調査員として在籍する民主党事務局職員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員赤澤亮正君提出内閣官房専門調査員として在籍する民主党事務局職員に関する質問に対する答弁書

一について

内閣官房専門調査員(以下「専門調査員」という。)は、一般職の非常勤の国家公務員であるが、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)附則第十三条の規定に基づき定められた人事院規則等により、国家公務員法第九十六条から第百六条までの規定のうち、第九十七条及び第百二条から第百四条までの規定は適用されない。

二について

政府としては、与党において政策の企画立案に携わり、政府の推進しようとする各種政策に精通した者を一般職の非常勤の国家公務員である専門調査員として採用し、内閣官房長官の指示を受けて、各府省の大臣等に対し、専門的知見に基づいた情報の提供及び助言を行わせることとしたものである。これは、政治主導による行政の円滑な運営に資するものであると認識している。

三の一について

専門調査員として勤務する民主党事務局の職員の勤務形態については、その全員が非常勤であり、氏名は次のとおりであるが、生年月日、年齢及び職歴については、個人に関する情報で

あるため、お答えは差し控えたい。

阿部理絵子、天笠義和、岩佐充則、榎本亜希子、緒方岳、岡本健司、勝浦博之、橘川こずゑ、小林千恵、坂上直子、佐々木憲治、須川清司、杉山裕一、仙波春生、田鹿文隆、西山聡、野村順子、ハーバーマイヤー乃里子、花岡明久、平田大祐、増尾一洋、三浦隆伸、守田幸子、安田彰徳、吉崎博

なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

三の2について

専門調査員は、内閣官房長官の指示を受けて、各府省の大臣等に対し、専門的知見に基づいた情報の提供及び助言を行うことをその職務としている。また、専門調査員以外の官職に就いておらず、部下はいない。

なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

四の1について

専門調査員に対しては、国からの給与は支給されていない。

また、職員の兼業の許可に関する政令(昭和四十一年政令第十五号)第三条の規定により、他の事業との兼業等を制限する国家公務員法第百四条の規定は適用されない。

国以外からの給与等の支給の有無については、政府としてはお答えする立場にない。

四の2について

お尋ねの「各種手当」の範囲が必ずしも明らかではないが、四の1について述べたとおり、専門調査員に対しては、国からの給与は支給されておらず、また、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第五条第一項に規定する手当も支給されていない。

なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

四の3について

専門調査員は、内閣官房に配属された非常勤職員であり、内閣官房長官の指示により、その時々必要に応じて勤務することとしているところ、お尋ねの勤務時間等についてお答えすることは困難である。

なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

四の4について

お尋ねについては、専門調査員専用の公用車はない。

なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

四の5について

お尋ねの「旅費、手当等」の範囲が必ずしも明らかではないが、専門調査員の出張については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第三条第一項の規定に基づき旅費が支給されることとなっているが、

これまでの出張について支給されたものは、航空賃、鉄道賃及び宿泊料である。

また、これまでの出張のうち旅費が支給されたものについて、それぞれ①出張先、②出張目的、③旅費の合計額を示すと、次のとおりである。

①米国 ②意見交換 ③平成二十二年三月十二日時点で未精算

①沖縄県 ②平野内閣官房長官に随行 ③平成二十二年三月十二日時点で未精算

①米国 ②松野内閣官房副長官等に随行 ③平成二十二年三月十二日時点で未精算

①沖縄県 ②平野内閣官房長官に随行 ③平成二十二年三月十二日時点で未精算

①徳島県及び高知県 ②内藤総務副大臣に随行 ③七万八千五百円

①北海道 ②内藤総務副大臣に随行 ③平成二十二年三月十二日時点で未精算

①熊本県及び大分県 ②郡司農林水産副大臣に随行 ③六万七千二百円

①秋田県 ②赤松農林水産大臣等に随行 ③四万四千円

①福岡県 ②赤松農林水産大臣に随行 ③九万千円

①長崎県 ②赤松農林水産大臣等に随行 ③七万千円

①岐阜県 ②赤松農林水産大臣に随行 ③二万五千八百円

また、確認した範囲では、公費出張中に政治団体の事務所等又はこれらが開催する会合等に立ち寄った事実はない。

なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

五の1について

特定の職員が政党の党員であるか否かについては、政府として把握する立場にないが、確認した範囲では、平成二十一年九月十六日以前に政党事務局の職員が内閣官房の職員として在籍した事例はない。また、民主党事務局の職員を専門調査員として在籍させる理由は、二について述べたとおりであり、専門調査員としての職務を十分果たせるかどうかを判断基準に人選を行ったものである。

なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

五の2について

お尋ねの「身上調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、専門調査員については、人事院規則八一二(職員の任免)第四十六条第一項の規定に基づき、経歴評定等による能力の実証を経て採用したものである。

また、「罰金以上の刑を受けたことのある者はいるか」とのお尋ねについては、事実関係を確認できないため、お答えすることは困難である。

なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

五の3について

お尋ねの「使用する電話、FAX、電子メールの管理」の意味するところが必ずしも明らかではないが、専門調査員には、一般職の国家公務員として、国家公務員法第百条第一項の規定に基づき守秘義務が課せられている。

また、お尋ねの「使用料金」の範囲が必ずしも明らかではないが、専門調査員は、職務上、共用回線による固定電話、ファクシミリ及び電子メールを使用するものであり、当該使用料金は、同回線の使用料金として支出されている。なお、各府省に民主党事務局の職員は在籍していない。

五の4について

お尋ねの「特定の団体(政党、政治団体及び労働組合を含む)に偏した職務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般職の国家公務員である専門調査員については、国家公務員法第九十六条第一項において「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されている。また、国家公務員法第百条第一項の規定に基づき守秘義務が課せられており、当該守秘義務違反については、罰則が設けられている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、七二七人」を「二、七八二人」に、「一、〇二〇人」を「一、〇〇〇人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(平成二十二年九月三十日までの間における判事補の員数に関する特例)

2 判事補の員数は、平成二十二年九月三十日までの間においては、この法律による改正後の裁判所職員定員法第一条の規定にかかわらず、千二十人とする。

理 由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事及び判事補の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 判事の員数を六十五人増加すること。

2 判事補の員数を二十人減少すること。

3 この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、民事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図る等のため、判事及び判事補の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十二年年度裁判所関係予算に、約二億八千五百三十八万円が計上されている。右報告する。

平成二十二年三月十二日

法務委員長 滝 実

衆議院議長 横路 孝弘殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一 大使館の表アフリカの項中「ボルトノボ」を「コトヌ」に改める。

在コタキナバル日本国総領事館 マレーシア コ

別表第一のうち二 総領事館の表アジアの項中「タキナバル」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	690,000	620,000	588,500	567,700	547,000	484,800	422,600	381,200	339,700	319,000	298,200	277,500
	インドネシア	650,000	550,000	516,300	496,500	476,800	417,500	358,300	318,800	279,300	259,500	239,800	220,000
	カンボジア	610,000	590,000	559,100	539,500	520,000	461,300	402,600	363,500	324,400	304,900	285,300	265,800
	シンガポール	610,000	550,000	513,400	492,800	472,300	410,700	349,100	308,000	267,000	246,400	225,900	205,400
	スリランカ	600,000	580,000	543,500	523,600	503,600	443,800	384,000	344,100	304,200	284,200	264,300	244,400
	タイ	550,000	460,000	435,100	417,700	400,300	348,100	295,900	261,100	226,300	208,900	191,500	174,100
	大韓民国	610,000	510,000	479,100	460,000	440,800	383,300	325,800	287,500	249,100	230,000	210,800	191,700
	中華人民共和国	770,000	610,000	572,000	549,100	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800
	ネパール	660,000	640,000	598,200	577,100	556,000	492,600	429,200	387,000	344,800	323,600	302,500	281,400
	パキスタン	760,000	700,000	663,800	643,000	622,300	560,100	497,900	456,500	415,000	394,300	373,500	352,800
	ベンガラデシユ	710,000	690,000	655,100	634,200	613,300	550,500	487,700	445,900	404,000	383,100	362,200	341,300
	東ティモール	770,000	750,000	713,800	691,900	670,000	604,300	538,600	494,800	451,000	429,100	407,200	385,300
	フィリピン	570,000	490,000	457,600	440,200	422,800	370,600	318,400	283,600	248,800	231,400	214,000	196,600
	ブータン	640,000	620,000	583,600	563,000	542,500	480,900	419,300	378,200	337,200	316,600	296,100	275,600
大洋州	ブルネイ	560,000	540,000	503,500	483,400	463,200	402,800	342,400	302,100	261,800	241,700	221,500	201,400
	ベトナム	630,000	570,000	530,900	510,500	490,200	429,200	368,200	327,500	286,900	266,500	246,200	225,900
	マレーシア	510,000	460,000	430,300	413,000	395,800	344,200	292,600	258,200	223,700	206,500	189,300	172,100
	ミャンマー	830,000	800,000	749,700	722,500	695,300	613,800	532,300	477,900	423,500	396,400	369,200	342,000
	モルディブ	630,000	610,000	578,600	558,200	537,900	476,900	415,900	375,200	334,600	314,200	293,900	273,600
	モンゴル	680,000	660,000	622,600	600,500	578,400	512,100	445,800	401,600	357,400	335,300	313,200	291,200
	ラオス	660,000	640,000	598,200	577,100	556,000	492,600	429,200	387,000	344,800	323,600	302,500	281,400
	オーストラリア	650,000	590,000	547,500	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800	240,900	219,000
	キリバス	670,000	650,000	616,000	596,600	577,300	519,200	461,100	422,400	383,700	364,300	345,000	325,600
	サモア	690,000	660,000	621,800	598,700	575,600	506,400	437,200	391,000	344,900	321,800	298,700	275,700
	ソロモン	750,000	730,000	689,400	668,500	647,600	584,800	522,000	480,200	438,300	417,400	396,500	375,600
	ツバル	670,000	650,000	616,000	596,600	577,300	519,200	461,100	422,400	383,700	364,300	345,000	325,600
	トンガ	600,000	580,000	543,500	523,600	503,600	443,800	384,000	344,100	304,200	284,200	264,300	244,400

チカル	580,000	560,000	524,000	504,900	485,700	428,200	370,700	332,400	294,000	274,900	255,700	236,600
ニュージージラント	600,000	580,000	542,600	520,900	499,200	434,100	369,000	325,600	282,200	260,500	238,800	217,100
バスアツ	580,000	560,000	528,900	509,500	490,200	432,100	374,000	335,300	296,600	277,200	257,900	238,500
バプアニューギニア	800,000	780,000	738,300	715,400	692,500	623,900	555,300	509,500	463,700	440,900	418,000	395,100
バウオ	570,000	550,000	511,400	491,800	472,300	413,600	354,900	315,800	276,700	257,200	237,600	218,100
ライジー	580,000	560,000	524,000	504,900	485,700	428,200	370,700	332,400	294,000	274,900	255,700	236,600
マージヤル	550,000	530,000	499,500	481,300	463,200	408,600	354,000	317,700	281,300	263,100	244,900	226,800
ミクロネシア	550,000	530,000	493,800	474,000	454,300	395,000	335,800	296,300	256,800	237,000	217,300	197,500
北米												
アメリカ合衆国	680,000	510,000	479,100	460,000	440,800	383,300	325,800	287,500	249,100	230,000	210,800	191,700
カナダ	630,000	570,000	528,000	506,900	485,800	422,400	359,000	316,800	274,600	253,400	232,300	211,200
中南米												
アルゼンチン	450,000	430,000	405,800	389,500	373,300	324,600	275,900	243,500	211,000	194,800	178,500	162,300
アンティグア・バーブーダ	630,000	610,000	570,000	548,100	526,200	460,500	394,800	351,000	307,200	285,300	263,400	241,500
ウルグアイ	520,000	500,000	469,400	450,600	431,800	375,500	319,200	281,600	244,100	225,300	206,500	187,800
エクアドル	600,000	580,000	540,800	520,000	499,300	437,100	374,900	333,500	292,000	271,300	250,500	229,800
エルサルバドル	640,000	620,000	582,700	561,100	539,600	475,100	410,600	367,600	324,500	303,000	281,500	260,000
ガイアナ	740,000	720,000	670,700	645,600	620,600	545,500	470,400	420,400	370,300	345,300	320,200	295,200
キューバ	740,000	720,000	676,500	652,200	628,000	555,200	482,500	434,000	385,500	361,200	337,000	312,700
グアテマラ	620,000	600,000	563,200	542,400	521,700	459,500	397,300	355,900	314,400	293,700	272,900	252,200
グレナダ	660,000	640,000	602,300	580,000	557,700	499,800	423,900	379,300	334,700	312,400	290,100	267,900
コスタリカ	530,000	510,000	482,000	463,600	445,200	390,100	335,000	298,200	261,400	243,100	224,700	206,300
コロンビア	630,000	610,000	578,600	558,200	537,900	476,900	415,900	375,200	334,600	314,200	293,900	273,600
ジャマイカ	610,000	590,000	558,300	537,700	517,200	455,600	394,000	352,900	311,900	291,300	270,800	250,300
スリナム	790,000	760,000	714,700	687,900	661,100	580,700	500,300	446,800	393,200	366,400	339,600	312,800
セントクリストファー・ネイビス	630,000	610,000	570,000	548,100	526,200	460,500	394,800	351,000	307,200	285,300	263,400	241,500
セントビンセント	660,000	640,000	602,300	580,000	557,700	499,800	423,900	379,300	334,700	312,400	290,100	267,900
セントルシア	660,000	640,000	602,300	580,000	557,700	499,800	423,900	379,300	334,700	312,400	290,100	267,900
トリ	590,000	570,000	528,000	506,900	485,800	422,400	359,000	316,800	274,600	253,400	232,300	211,200
ドミニカ	660,000	640,000	602,300	580,000	557,700	499,800	423,900	379,300	334,700	312,400	290,100	267,900
ドミニカ共和国	640,000	620,000	590,500	571,400	552,200	494,700	437,200	398,900	360,500	341,400	322,200	303,100
トリニダード・トバゴ	660,000	640,000	602,300	580,000	557,700	499,800	423,900	379,300	334,700	312,400	290,100	267,900
ニカラグア	730,000	710,000	669,800	648,200	626,700	562,200	497,700	454,700	411,600	390,100	368,600	347,100
ハイチ	840,000	820,000	780,700	758,800	736,900	671,200	605,500	561,700	517,900	496,000	474,100	452,200

欧州	バチヤ	560,000	540,000	506,500	487,100	467,800	409,700	351,600	312,900	274,200	254,800	235,500	216,100
	バハマ	620,000	600,000	563,200	542,400	521,700	459,500	397,300	355,900	314,400	293,700	272,900	252,200
	バングラデ	550,000	540,000	504,400	486,000	467,600	412,500	357,400	320,600	283,800	265,500	247,100	228,700
	バルバドス	660,000	640,000	602,300	580,000	557,700	490,800	423,900	379,300	334,700	312,400	290,100	267,900
	ブラジル	670,000	650,000	604,300	581,000	557,700	487,900	418,100	371,600	325,000	301,700	278,500	255,200
	ベネズエラ	770,000	750,000	700,000	673,800	647,600	569,000	490,400	438,000	385,600	359,400	333,200	307,000
	ペリウズ	640,000	620,000	577,800	556,500	535,100	471,200	407,300	364,600	322,000	300,700	279,400	258,100
	ペルー	670,000	650,000	612,800	591,100	569,400	504,300	439,200	395,800	352,400	330,700	309,000	287,300
	ボリビア	740,000	720,000	679,700	659,100	638,600	577,000	515,400	474,300	433,300	412,700	392,200	371,700
	ホンジュラス	670,000	650,000	612,800	591,100	569,400	504,300	439,200	395,800	352,400	330,700	309,000	287,300
	メキシコ	620,000	600,000	560,300	538,700	517,200	452,700	388,200	345,200	302,100	280,600	259,100	237,600
	アイスランド	570,000	550,000	513,400	492,800	472,300	410,700	349,100	308,000	267,000	246,400	225,900	205,400
	アイルランド	690,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
	アゼルバイジャン	750,000	730,000	680,400	655,000	629,600	553,300	477,000	426,200	375,400	349,900	324,500	299,100
	アルバニア	820,000	790,000	740,000	713,200	686,400	606,000	525,600	472,100	418,500	391,700	364,900	338,100
	アルメニア	750,000	730,000	681,300	656,900	632,400	559,100	485,800	436,900	388,000	363,500	339,100	314,700
	アンドラ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
	イタリヤ	740,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
	ウクライナ	680,000	660,000	617,700	595,800	573,900	508,200	442,500	398,700	354,900	333,000	311,100	289,200
	ウズベキスタン	560,000	540,000	510,200	492,600	475,000	422,200	369,400	334,200	299,000	281,400	263,800	246,200
	英国	730,000	620,000	576,900	553,800	530,700	461,500	392,300	346,100	300,000	276,900	253,800	230,800
	エストニア	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
	オーストリア	750,000	680,000	630,600	605,400	580,200	504,500	428,800	378,400	327,900	302,700	277,500	252,300
	オランダ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
	カザフスタン	720,000	690,000	652,000	628,700	605,400	535,600	465,800	419,300	372,700	349,400	326,200	302,900
	キプロス	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
	ギリシャ	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
	キルギス	730,000	700,000	661,700	638,000	614,400	543,400	472,400	425,100	377,800	354,100	330,500	306,800
	グルジア	710,000	690,000	647,100	624,000	600,900	531,700	462,500	416,300	370,200	347,100	324,000	301,000
	クロアチア	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
	コソボ	780,000	750,000	704,900	678,500	655,100	572,900	493,700	440,900	388,100	361,700	335,300	308,900
	サンマリノ	690,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
	スイス	690,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400

スウェーデン	660,000	630,000	591,500	567,800	544,200	473,200	402,200	354,900	307,600	283,900	260,300	236,600
スペイン	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
スロバキア	730,000	700,000	655,100	628,900	602,700	524,100	445,500	393,100	340,700	314,500	288,300	262,100
スロベニア	640,000	610,000	572,000	549,100	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800
セルビア	760,000	730,000	682,500	656,100	629,700	550,500	471,300	418,500	365,700	339,300	312,900	286,500
タジキスタン	680,000	660,000	630,700	612,100	593,500	537,800	482,100	444,900	407,800	389,200	370,600	352,100
チエコ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
デンマーク	720,000	690,000	645,400	619,600	593,700	516,300	438,900	387,200	335,600	309,800	284,000	258,200
ドイツ	760,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
トルクメニスタン	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
ノルウェー	720,000	690,000	645,400	619,600	593,700	516,300	438,900	387,200	335,600	309,800	284,000	258,200
バチカン	690,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
ハンガリー	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
フィンランド	710,000	690,000	640,400	614,800	589,100	512,300	435,500	384,200	333,000	307,400	281,800	256,200
フランス	760,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
アルゼンチナ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
ペルー	650,000	630,000	587,500	565,800	544,100	479,000	413,900	370,500	327,100	305,400	283,700	262,000
ベルギー	680,000	660,000	616,000	591,400	566,700	492,800	418,900	369,600	320,300	295,700	271,000	246,400
ポーランド	610,000	590,000	547,500	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800	240,900	219,000
ボスニア・ヘルツェゴビナ	710,000	680,000	641,300	617,400	593,600	522,000	450,400	402,700	355,000	331,200	307,300	283,500
ボルトガル	650,000	620,000	581,800	558,500	535,200	465,400	395,600	349,100	302,500	279,200	256,000	232,700
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	740,000	710,000	667,900	642,100	616,200	538,800	461,400	409,700	358,100	332,300	306,500	280,700
マルタ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
モナコ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
モルドバ	670,000	650,000	612,800	591,100	569,400	504,300	439,200	395,800	352,400	330,700	309,000	287,300
モンテネグロ	780,000	750,000	704,900	678,500	652,100	572,900	493,700	440,900	388,100	361,700	335,300	308,900
ラトビア	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
リトアニア	700,000	670,000	625,800	600,700	575,700	500,600	425,500	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
リヒテンシュタイン	700,000	670,000	625,800	600,700	575,700	500,600	425,500	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
ルーマニア	640,000	610,000	572,000	549,100	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800
ルクセンブルク	660,000	630,000	591,500	567,800	544,200	473,200	402,200	354,900	307,600	283,900	260,300	236,600
ロシア	850,000	680,000	633,600	609,200	584,700	511,400	438,100	389,200	340,300	315,800	291,400	267,000

中東	アフガニスタン	950,000	930,000	886,500	862,200	838,000	765,200	692,500	644,000	595,500	571,200	547,000	522,700
	アラブ首長国連邦	640,000	620,000	576,900	553,800	530,700	461,500	392,300	346,100	300,000	276,900	253,800	230,800
	イエメン	750,000	730,000	689,400	668,500	647,600	584,800	522,000	480,200	438,300	417,400	396,500	375,600
	イスラエル	700,000	640,000	594,500	571,600	548,700	480,100	411,500	365,700	319,900	297,100	274,200	251,300
	イラク	970,000	950,000	901,100	876,200	851,400	776,900	702,400	652,700	603,100	578,200	553,400	528,600
	イラン	810,000	780,000	738,300	714,000	689,800	617,000	544,300	495,800	447,300	423,000	398,800	374,500
	オマーン	610,000	590,000	550,500	529,400	508,300	444,900	381,500	339,300	297,100	275,900	254,800	233,700
	カタール	640,000	620,000	579,900	557,600	535,300	468,400	401,500	356,900	312,300	290,000	267,700	245,500
	クウェート	670,000	650,000	608,000	586,400	564,900	500,400	435,900	392,900	349,800	328,300	306,800	285,300
	サウジアラビア	690,000	670,000	635,500	615,400	595,200	534,800	474,400	434,100	393,800	373,700	353,500	333,400
	シリア	620,000	600,000	563,200	542,400	521,700	459,500	397,300	355,900	314,400	293,700	272,900	252,200
	トルコ	760,000	730,000	682,500	656,100	629,700	550,500	471,300	418,500	365,700	339,300	312,900	286,500
	バーレーン	610,000	590,000	550,500	529,400	508,300	444,900	381,500	339,300	297,100	275,900	254,800	233,700
	ヨルダン	590,000	570,000	533,800	514,200	494,700	436,000	377,300	338,200	299,100	279,600	260,000	240,500
	レバノン	640,000	620,000	582,700	561,100	539,600	475,100	410,600	367,600	324,500	303,000	281,500	260,000
	アフリカ												
	アルジェリア	640,000	620,000	583,600	563,000	542,500	480,900	419,300	378,200	337,200	316,600	296,100	275,600
	アンゴラ	910,000	880,000	839,500	815,200	791,000	718,200	645,500	597,000	548,500	524,200	500,000	475,700
	ウガンダ	740,000	720,000	684,600	663,800	643,100	580,900	518,700	477,300	435,800	415,100	394,300	373,600
	エジプト	650,000	590,000	553,300	532,900	512,600	451,600	390,600	349,900	309,300	288,900	268,600	248,300
	エチオピア	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
	エリトリア	730,000	710,000	669,800	648,200	626,700	562,200	497,700	454,700	411,600	390,100	368,600	347,100
	ガーナ	740,000	720,000	684,600	663,800	643,100	580,900	518,700	477,300	435,800	415,100	394,300	373,600
	カーボヴェルデ	780,000	760,000	713,800	690,500	667,200	597,400	527,600	481,100	434,500	411,200	388,000	364,700
	ガボン	820,000	790,000	748,000	723,400	698,700	624,800	550,900	501,600	452,300	427,700	403,000	378,400
	カメルーン	830,000	810,000	762,700	738,800	715,000	643,400	571,800	524,100	476,400	452,600	428,700	404,900
	ガンビア	780,000	760,000	713,800	690,500	667,200	597,400	527,600	481,100	434,500	411,200	388,000	364,700
	ギニア	840,000	810,000	775,800	754,100	732,400	667,300	602,200	558,800	515,400	493,700	472,000	450,300
	ギニアビサウ	770,000	750,000	708,900	685,800	662,700	593,500	524,300	478,100	432,000	408,900	385,800	362,800
	ケニア	720,000	700,000	656,800	633,400	609,900	539,500	469,100	422,200	375,200	351,800	328,300	304,900
	コートジボワール	840,000	820,000	772,600	748,300	724,100	651,300	578,600	530,100	481,600	457,300	433,100	408,800
	コモロ	600,000	580,000	548,400	528,300	508,100	447,700	387,300	347,000	306,700	286,600	266,400	246,300
	コンゴ共和国	820,000	800,000	752,900	728,000	703,200	628,700	554,200	504,500	454,900	430,000	405,200	380,400
	コンゴ民主共和国	950,000	920,000	873,600	848,000	822,300	745,500	668,700	617,400	566,200	540,600	515,000	489,400
	サントメ・プリンシペ	810,000	780,000	738,300	714,000	689,800	617,000	544,300	495,800	447,300	423,000	398,800	374,500

ザンビア	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
シエラレオネ	700,000	680,000	645,400	624,800	604,300	542,700	481,100	440,000	399,000	378,400	357,900	337,400
ジブチ	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
ジンバブエ	790,000	760,000	723,700	701,400	679,100	612,200	545,300	500,700	456,100	433,800	411,500	389,300
スーダン	740,000	720,000	679,700	659,100	638,600	577,000	515,400	474,300	433,300	412,700	392,200	371,700
スワジランド	610,000	590,000	558,300	537,700	517,200	455,600	394,000	352,900	311,900	291,300	270,800	250,300
セーシェル	690,000	660,000	621,800	598,700	575,600	506,400	437,200	391,000	344,900	321,800	298,700	275,700
赤道ギニア	820,000	800,000	752,900	728,000	703,200	628,700	554,200	504,500	454,900	430,000	405,200	380,400
セネガル	780,000	760,000	713,800	690,500	667,200	597,400	527,600	481,100	434,500	411,200	388,000	364,700
ソマリア	790,000	770,000	723,500	699,800	676,200	605,200	534,200	486,900	439,600	415,900	392,300	368,600
タンザニア	750,000	730,000	689,400	668,500	647,600	584,800	522,000	480,200	438,300	417,400	396,500	375,600
チャド	800,000	780,000	733,400	709,300	685,300	613,100	540,900	492,800	444,700	420,700	396,600	372,600
中央アフリカ	830,000	810,000	762,700	738,800	715,000	643,400	571,800	524,100	476,400	452,600	428,700	404,900
チュニジア	540,000	520,000	486,900	468,300	449,700	394,000	338,300	301,100	264,000	245,400	226,800	208,300
トーゴ	800,000	780,000	733,400	709,300	685,300	613,100	540,900	492,800	444,700	420,700	396,600	372,600
ナイジェリア	870,000	850,000	805,200	782,300	759,400	690,800	622,200	576,400	530,600	507,800	484,900	462,000
ナミビア	620,000	600,000	563,200	542,400	521,700	459,500	397,300	355,900	314,400	293,700	272,900	252,200
ニジェール	790,000	770,000	723,500	699,800	676,200	605,200	534,200	486,900	439,600	415,900	392,300	368,600
ウルキチアソ	840,000	820,000	772,600	748,300	724,100	651,300	578,600	530,100	481,600	457,300	433,100	408,800
ウルンジ	790,000	770,000	723,500	699,800	676,200	605,200	534,200	486,900	439,600	415,900	392,300	368,600
ベナン	830,000	810,000	767,700	743,600	719,600	647,400	575,200	527,100	479,000	455,000	430,900	406,900
ボツワナ	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
マダガスカル	690,000	670,000	635,500	615,400	595,200	534,800	474,400	434,100	393,800	373,700	353,500	333,400
マラウイ	790,000	770,000	728,600	706,100	683,600	616,100	548,600	503,700	458,700	436,200	413,700	391,200
マリ	830,000	810,000	762,700	738,800	715,000	643,400	571,800	524,100	476,400	452,600	428,700	404,900
南アフリカ共和国	660,000	590,000	558,300	537,700	517,200	455,600	394,000	352,900	311,900	291,300	270,800	250,300
モーリシャス	600,000	580,000	543,500	523,600	503,600	443,800	384,000	344,100	304,200	284,200	264,300	244,400
モーリタニア	810,000	790,000	748,100	724,800	701,500	631,700	561,900	515,400	468,800	445,500	422,300	399,000
モザンビーク	730,000	710,000	674,700	654,300	634,000	573,000	512,000	471,300	430,700	410,300	390,000	369,700
モロッコ	580,000	560,000	521,100	501,200	481,200	421,400	361,600	321,700	281,800	261,800	241,900	222,000
リビア	590,000	570,000	534,600	516,000	497,400	441,700	386,000	348,800	311,700	293,100	274,500	256,000
リベリア	730,000	710,000	674,700	654,300	634,000	573,000	512,000	471,300	430,700	410,300	390,000	369,700
ルワンダ	820,000	790,000	752,900	729,500	706,000	635,600	565,200	518,300	471,300	447,900	424,400	401,000
レソト	610,000	590,000	558,300	537,700	517,200	455,600	394,000	352,900	311,900	291,300	270,800	250,300

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	590,000 ^円	572,400 ^円	551,500 ^円	488,700 ^円	425,900 ^円	384,100 ^円	342,200 ^円	321,300 ^円	300,400 ^円	279,500 ^円
	チェンナイ	580,000	567,700	547,000	484,800	422,600	381,200	339,700	319,000	298,200	277,500
	ムンバイ	600,000	567,700	547,000	484,800	422,600	381,200	339,700	319,000	298,200	277,500
	ジャカルタ	510,000	496,500	476,800	417,500	358,300	318,800	279,300	259,500	239,800	220,000
	スラバヤ	550,000	518,900	499,200	439,900	380,700	341,200	301,700	281,900	262,200	242,400
	デンパサール	510,000	496,500	476,800	417,500	358,300	318,800	279,300	259,500	239,800	220,000
	メダン	530,000	518,900	499,200	439,900	380,700	341,200	301,700	281,900	262,200	242,400
	チェンライ	420,000	403,600	386,700	336,300	285,900	252,200	218,600	201,800	185,000	168,200
	済州	470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600	202,200	183,800
	釜山	470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600	202,200	183,800
	広州	550,000	511,600	490,200	426,300	362,400	319,700	277,100	255,800	234,500	213,200
	上海	570,000	535,100	512,800	445,900	379,000	334,400	289,800	267,500	245,200	223,000
	重慶	580,000	543,400	521,700	456,600	391,500	348,100	304,700	283,000	261,300	239,600
	瀋陽	570,000	529,400	508,300	444,900	381,500	339,300	297,100	275,900	254,800	233,700
	青島	560,000	539,800	517,300	449,800	382,300	337,400	292,400	269,900	247,400	224,900
	香港	540,000	502,200	481,300	418,500	355,700	313,900	272,000	251,100	230,200	209,300
	カラチ	710,000	673,200	652,100	588,700	525,300	483,100	440,900	419,700	398,600	377,500
	マニラ	450,000	440,200	422,800	370,600	318,400	283,600	248,800	231,400	214,000	196,600
	ホーチミン	540,000	505,900	485,700	425,300	364,900	324,600	284,300	264,200	244,000	223,900
コタキナバル	450,000	435,500	418,300	366,700	315,100	280,700	246,200	229,000	211,800	194,600	
ベナン	410,000	398,900	382,300	332,400	282,500	249,300	216,100	199,400	182,800	166,200	
大洋州	シドニー	570,000	535,100	512,800	445,900	379,000	334,400	289,800	267,500	245,200	223,000
	パース	540,000	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800	240,900	219,000
	オースペン	560,000	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800	240,900	219,000
	メルボルン	570,000	530,300	508,200	441,900	375,600	331,400	287,200	265,100	243,000	221,000
	オークランド	540,000	520,900	499,200	434,100	369,000	325,600	282,200	260,500	238,800	217,100
	ポートモレスビー	730,000	715,400	692,500	623,900	555,300	509,500	463,700	440,900	418,000	395,100

北米	アトランタ	470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600	202,200	183,800
	サンフランシスコ	510,000	478,700	458,700	398,900	339,100	299,200	259,300	239,300	219,400	199,500
	シアトル	480,000	445,800	427,200	371,500	315,800	278,600	241,500	222,900	204,300	185,800
	シカゴ	500,000	464,600	445,300	387,200	329,100	290,400	251,700	232,300	213,000	193,600
	デトロイト	470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600	202,200	183,800
	デンバー	470,000	460,000	440,800	383,300	325,800	287,500	249,100	230,000	210,800	191,700
	ナッシュビル	470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600	202,200	183,800
	ニューヨーク	590,000	511,600	490,200	426,300	362,400	319,700	277,100	255,800	234,500	213,200
	ハガツニヤ	470,000	455,300	436,300	379,400	322,500	284,600	246,600	227,600	208,700	189,700
	ヒューストン	500,000	464,600	445,300	387,200	329,100	290,400	251,700	232,300	213,000	193,600
	ポートランド	440,000	427,100	409,300	355,900	302,500	266,900	231,300	213,500	195,700	178,000
	ボストン	510,000	478,700	458,700	398,900	339,100	299,200	259,300	239,300	219,400	199,500
	ホノルル	510,000	474,000	454,300	395,000	335,800	296,300	256,800	237,000	217,300	197,500
	プエアミ	490,000	460,000	440,800	383,300	325,800	287,500	249,100	230,000	210,800	191,700
	ロサンゼルス	500,000	469,300	449,800	391,100	332,400	293,300	254,200	234,700	215,100	195,600
	カルガリー	520,000	502,200	481,300	418,500	355,700	313,900	272,000	251,100	230,200	209,300
	トロント	550,000	516,200	494,700	430,200	365,700	322,700	279,600	258,100	236,600	215,100
	バンクーバー	550,000	511,600	490,200	426,300	362,400	319,700	277,100	255,800	234,500	213,200
	モントリオール	520,000	506,900	485,800	422,400	359,000	316,800	274,600	253,400	232,300	211,200
中南米	クリチバ	560,000	544,400	521,800	453,700	385,600	340,300	294,900	272,200	249,500	226,900
	サンパウロ	650,000	604,500	580,300	507,500	434,800	386,300	337,800	313,500	289,300	265,000
	ベレン	620,000	598,700	575,600	506,400	437,200	391,000	344,900	321,800	298,700	275,700
	マナウス	650,000	633,400	609,900	539,500	469,100	422,200	375,200	351,800	328,300	304,900
	リオデジャネイロ	640,000	598,700	575,600	506,400	437,200	391,000	344,900	321,800	298,700	275,700
欧州	リマ	610,000	591,100	569,400	504,300	439,200	395,800	352,400	330,700	309,000	287,300
	ミラノ	660,000	610,100	584,700	508,400	432,100	381,300	330,500	305,000	279,600	254,200
	エディンバラ	540,000	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800	240,900	219,000
	ロンドン	570,000	553,800	530,700	461,500	392,300	346,100	300,000	276,900	253,800	230,800
	バルセロナ	600,000	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
	デュッセルドルフ	610,000	567,800	544,200	473,200	402,200	354,900	307,600	283,900	260,300	236,600
	ハンブルク	590,000	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
	フランクフルト	620,000	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
	ミュンヘン	590,000	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600

中東	ストラスブール	610,000	567,800	544,200	473,200	402,200	354,900	307,600	283,900	260,300	236,600
	マルセイユ	570,000	553,800	530,700	461,500	392,300	346,100	300,000	276,900	253,800	230,800
	ウラジオストク	680,000	631,600	607,100	533,800	460,500	411,600	362,700	338,200	313,800	289,400
	サンクトペテルブルク	630,000	609,200	584,700	511,400	438,100	389,200	340,300	315,800	291,400	267,000
	ハバロフスク	680,000	631,600	607,100	533,800	460,500	411,600	362,700	338,200	313,800	289,400
中東	ユジノサハリンスク	700,000	656,900	632,400	559,100	485,800	436,900	388,000	363,500	339,100	314,700
	ドバイ	580,000	558,500	535,200	465,400	395,600	349,100	302,500	279,200	256,000	232,700
	ジッダ	550,000	532,900	512,600	451,600	390,600	349,900	309,300	288,900	268,600	248,300
三 政府代表部	イスตันบูล	640,000	614,800	589,100	512,300	435,500	384,200	333,000	307,400	281,800	256,200

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
北米	ニューヨーク (国際連合)	680,000 円	570,000 円	532,900 円	511,600 円	490,200 円	426,300 円	362,400 円	319,700 円	277,100 円	255,800 円	234,500 円	213,200 円
	モントリオール (国際民間航空機関)	590,000	570,000	528,000	506,900	485,800	422,400	359,000	316,800	274,600	253,400	232,300	211,200
欧州	ウィーン (在ウィーン国際機関)	700,000	680,000	630,600	605,400	580,200	504,500	428,800	378,400	327,900	302,700	277,500	252,300
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	800,000	670,000	625,800	600,700	575,700	500,600	425,500	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
	(軍縮会議)	700,000	670,000	625,800	600,700	575,700	500,600	425,500	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
	パリス (経済協力開発機構)	720,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
	(国際連合教育科学文化機関)	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
	ブリュッセル (欧州連合)	730,000	660,000	616,000	591,400	566,700	492,800	418,900	369,600	320,300	295,700	271,000	246,400

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

号	別	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号
手当額		672,700円	650,700円	628,700円	606,700円	584,700円	562,700円	540,700円	518,700円	496,700円	474,700円	452,700円	430,700円	408,700円	386,700円	364,700円
16号		17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号						
342,700円		320,700円	298,700円	276,700円	254,700円	232,700円	210,700円	188,700円	166,700円	144,700円						

附 則

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理 由

在ベナン日本国大使館の位置を変更し、在コタキナバル日本国総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の位置改正及び廃止を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 在ベナン日本国大使館の位置を「ポルトノボ」から「コトヌ」へ改正すること。
- 2 マレーシアにある在コタキナバル日本国総領事館を廃止すること。
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 4 外務公務員の研修員手当の号を追加すること。

と。

5 この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。ただし、別表第一の改正規定中在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十二年三月十二日

外務委員長 鈴木 宗男

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国際社会には現在、解決の糸口が見えない北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題、イランの核問題、不安定な治安状況が続くアフガニスタン情勢、ソマリア沖における海賊被害の多発など、早期解決が求められる数多くの懸案がある。また、金融危機後の経済政策、国際テロリズム対策、核兵器廃絶や気候変動問題への取組、イラク復興に対する援助、ハイチやチリで発生した地震災害の復興支援等にも、国際社会が一致して取り組まなければならない。そのような中、我が国に求められるの

は、国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、これら諸問題に毅然と対応する外交力である。そのためには、我が国外交を担う外務省の外交体制強化や危機管理体制の改革が強く求められる。他方、国内においては、依然として財政事情が厳しく、経済も苦境に直面しており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、国民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、国民の声に真摯に応えていく必要がある。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 我が国の外交力強化の観点から、外交の最前線基地である在外公館の重要性に鑑み、我が国の国益、相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的に大使館の実館化を進めること。

一 在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対して迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。

一 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受けとめ、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講じること。

一 在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸国外交官の給与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基

準を踏まえ、必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算出すること。

一 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在外邦人の増加に伴って領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるため、国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。

一 外務省においては、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

右決議する。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収(第三条)

第三章 高等学校等就学支援金の支給(第四
条―第十五条)

第四章 雑則(第十六条―第二十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

一 高等学校(専攻科及び別科を除く。以下この条及び第四条第三項において同じ。)

二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次項及び第四条第三項において同じ。)

三 特別支援学校の高等部

四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)

五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。)

する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの(第五条及び第七条第一項において「特定教育施設」という。)を含む。)

2 この法律において「公立高等学校」とは、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。

3 この法律において「私立高等学校等」とは、公立高等学校以外の高等学校等をいう。

第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収

第三条 学校教育法第六本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないとして認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、前項の規定の適用がないとしたならば地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額標準となるべき額として政令で定める額(第六条第三項において「公立高等学校基礎授業料月額」という。)を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する。

第三章 高等学校等就学支援金の支給
(支給資格)

第四条 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の私立高等学校等の課程における就学について支給する。)

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者

二 前号に掲げる者のほか、私立高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者

3 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等に在学していた月を一月その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数として計算する。

(支給資格の認定)

第五条 前条第一項に規定する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する私立高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程)の設置者を通じ

て、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあつては、都道府県教育委員会)に対し、当該私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(就学支援金の額)

第六条 就学支援金は、前条の認定を受けた者(以下「支給権者」という。)がその初日において当該認定に係る私立高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額(授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあつては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、支給権者が授業料の減免を受けた場合にあつては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。)に相当する額(その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額(以下この項において「支給限度額」という。)を超える場合にあつては、支給限度額)とする。

2 支給対象高等学校等が政令で定める私立高等学校等である支給権者であつて、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をい

う。)その他の受給権者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下この項及び第十七条第一項において「保護者等」という。)の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3 第一項の支給限度額は、公立高等学校基礎授業料月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(就学支援金の支給)

第七条 都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。)は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

2 就学支援金の支給は、受給権者が第五条の認定の申請をした日(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日(次項において「申請日」という。))の属する月(受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の私立高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月)から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で

終わる。

3 受給権者がやむを得ない理由により第五条の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。))は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(代理受領等)

第八条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わつて就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(就学支援金の支給の停止等)

第九条 就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。

2 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第四条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において私立高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

(支払の調整)

第十条 就学支援金を支給すべきでないにもかかわらず、就学支援金の支給としての支払が行われたときは、その支払は、その後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。就学支援金として支給すべき額を超える額の就学支援金の支給としての支払が行われた場合における当該超過額の支払についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十二条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十三条 租税その他の公課は、就学支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(国等の設置する私立高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十四条 国の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第五条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第九条第一項及び第十一条の規定の適用に

ついては、第五条中「設置者」とあるのは「長を」と、「当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「文部科学大臣」と、第七条第一項中「都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。))」であるのは「文部科学大臣」と、同条第二項及び第三項中「設置者」とあるのは「長」と、第八条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「文部科学大臣」と、「代わつて就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を国の有する」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があつたものとみなす」と、第九条第一項中「設置者」とあるのは「長を」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」とする。

2 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第五条、第七条第一項、第九条第一項及び第十一条の規定の適用に

については、第五条中「当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会」とあり、第七条第一項中「都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあり、並びに第九条第一項及び第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第五条、第八条及び第九条第一項の規定の適用については、第五条中「設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事(当該私立高等学校等が特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会」と、第八条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「都道府県知事」と、「代わつて就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を当該都道府県の」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合において、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があつたものとみなす」と、同項中「支給対象高等

学校等の設置者を通じて、都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とする。

(交付金)

第十五条 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、就学支援金に関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付する。

第四章 雑則

(不服申立てと訴訟との関係)

第十六条 就学支援金の支給に関する処分又は第十一条第一項(第十四条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(報告等)

第十七条 都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣)は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者(国及び都道府県を除く。若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯

し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の区分)

第十八条 第五条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第七条第一項、第九条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(文部科学省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

(罰則)

第二十条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治

四十年法律第四十五号)に正条があるときは、同法による。

2 第十七条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法の一部を次のように改正する。別表第一に次のように加える。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)

第五条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第七条第一項、第九条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費

理 由

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外的高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外的高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

1 公立高等学校に係る授業料の不徴収

公立高等学校については、原則として授業料を徴収しないものとする。これに要する経費について、国が、地方公共団体に交付するものとする。

2 高等学校等就学支援金の支給

(一) 私立高等学校等に在学する生徒等は、高等学校等就学支援金の受給資格について都道府県知事等の認定を受けて、一定額の高等学校等就学支援金の支給を受けることができるものとする。

(二) 保護者等の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要がある生徒等については、支給額を増額するものとする。

(三) 高等学校等就学支援金は、私立高等学校等の設置者が生徒等に代わって受領し、生徒等の授業料に充てるものとする。

(四) 国は、この支給に要する費用の全額に相当する金額を、都道府県に交付するものとする。

3 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外的高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等

学校等就学支援金の支給を受けることができる

こととする本案はおおむね妥当なものと認めるが、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要

があるとき、その結果に応じて所要の見直しを行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十二年一度一般会計予算に約三千九百三十三億円が計上されている。

右報告する。

平成二十二年三月十二日

文部科学委員長 田中眞紀子

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

附 則

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2 3 (地方自治法の一部改正)

1 2 3 (略)

1 3 4 (地方財政法の一部改正)

(略)

(別紙)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法施行後三年を経過した後に見直しを行う場合には、高等学校等における教育の充実の状況、義務教育後における多様な教育の機会の確保等に係る施策の実施状況、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減の状況を勘案しつつ、教育の機会均等を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

二 教育の機会均等を図る観点から、奨学金の給付に係る制度の創設その他の低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の一層の軽減を図るため、必要な支援措置を講ずること。

三 高校教育改革の取組を一層進めるとともに、高等学校等における教育の質の更なる向上に努めること。

四 私立高等学校の生徒に関しては、本制度の実施後も、授業料が無償とならない上に、授業料以外の教育費負担も大きいことから、今後より一層教育費負担軽減を図る必要があることにかんがみ、私学助成等の充実を図ること。

五 特定扶養控除の見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については、適切な対応を検討すること。

六 国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の留保撤回を行うこと。

七 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。

平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

目次

平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 子ども手当の支給(第四条—第十六条)

第三章 費用(第十七条—第十八条)

第四章 児童手当法との関係(第十九条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第三十三條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(受給者の責務)

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、前条の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

第二章 子ども手当の支給

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

三 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの
2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、

当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもが生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(子ども手当の額)

第五条 子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に係る子どもの数を乗じて得た額とする。

(認定)

第六条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月(同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合)には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月)で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(子ども手当の額の改定)

第八条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子

ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十七条の規定による届出をせず、又は同条第二項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子ども手当)

第十一条 子ども手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が監護していた子どもであった者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十二条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由

が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十六条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)

二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。)

当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。)又はその委任を受けた者

当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者)

2 第六条第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第六条第一項の認定を受けた者については、第七条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

(子ども手当の支給に要する費用の負担)

第十七条 子ども手当の支給に要する費用(第二十条第一項又は第二項の規定に基づき児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の

給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。)については、国が負担する。

2 次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国
二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県
三 市町村長又はその委任を受けた者が認定を

した地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

3 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(市町村に対する交付)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者(児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。次号、第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)であつて三歳に満たない子ども(月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。)がいるものに対する費用(当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。) 十三分の十一

二 被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)であつて三歳に満たない子どもがいるものに対する費用(当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。) 三十九分の十九

三 三歳以上の子ども(月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過し

た子どもとする。次号において同じ。)であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの(以下この号から第六号までにおいて「三歳以上小学校修了前の子ども」という。)がいる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限り、次号から第六号までに掲げる費用を除く。) 三十九分の二十九

四 その者に係る三歳以上の子どもがすべて三歳以上小学校修了前の子どもであり、かつ、当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子ども数から二を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。) 三十九分の十九

五 三歳以上小学校修了前の子どもが二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童手当法第三条第一項に規定する児童次号において「小学校修了後高等学校修了前の児童」という。)が一入る者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子ども数から一を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。) 三十九分の十九

六 三歳以上小学校修了前の子どもが一人以上あり、かつ、小学校修了後高等学校修了前の児童が二人以上いる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子ども数に一人当た

りの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。) 三十九分の十九

七 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子ども(以下この号並びに附則第四条第二号及び第五条において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。)がいる者に対する費用(当該小学校修了後中学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。) 十分の十

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付する。

第四章 児童手当法との関係
(児童手当法等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識)

第十九条 第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

(受給資格者における児童手当法の適用)

第二十条 受給資格者のうち児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む)は、同項の規定により児童手当が支給されるべき児童手当の額とする。に相当する部分を、同法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

む)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十四条まで、第二十三条(第二項を除く。)、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

2 受給資格者のうち児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、児童手当法の規定の

適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例)

第二十一条 児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者(以下この条において「児童手当等受給資格者」という。)に対する、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条及び附則第三条において「特例給付等」という。)については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

(児童育成事業の特例)

第二十二条 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)による子ども手当」とする。

第五章 雑則

(子ども手当に係る寄附)

第二十三条 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給

資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならない。

(時効)

第二十四条 子ども手当の支給を受ける権利及び第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第十三条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(不服申立てと訴訟との關係)

第二十六条 子ども手当の支給に關する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に關する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十七条 第七条第一項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成二十二年六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十六条第一項の規定によつて読み替えられる第六條の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第二十八條 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に關する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の關係者に質問させる

ことができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第二十九條 市町村長は、子ども手当の支給に關する処分に関し必要があると認めるときは、第六條(第十六條第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は受給資格者の雇用主その他の關係者に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第三十條 第十六條第一項の規定によつて読み替えられる第六條の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子ども手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができ

(事務の区分)

第三十一条 この法律(第二十三条及び前条を除

く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生労働省令への委任)

第三十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第三十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(認定の請求等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、児童手当法第七条(同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けている者(同法第十条(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は特例給付等の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他厚生労働大臣が定める者を除く。)が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、施行日において第六条第一項(第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による認定の請求があつたものとみなされ、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

措置

第四条 次の各号に掲げる者(前条の規定により

第六条第一項の規定による認定の請求があつたものとみなされた者を除く。)が、平成二十二年九月三十日までの間に同項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 施行日において現に子ども手当の支給要件に該当している者 施行日の属する月

二 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に子ども手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者の養育する子どものもすべてが小学校修了後中学校修了前の子どもであるもの その者が子ども手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

間(小学校修了後中学校修了前の子どもを養育することとなつたことにより子ども手当の額が増額することとなるに至つた者 当該小学校修了後中学校修了前の子どもを養育することとなつた日の属する月の翌月)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の次に次の一条を加える。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の二 平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第八八条、第一百条、第一百一十六条及び第七項、第一百二十二条、第一百三十四条第四項、第一百四十八条、第一百九条、第二百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第八八条中「児童手当」とあるのは「児童手当及び平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。)による子ども手当」と、第一百条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第一百一十六条

第五条 次の各号に掲げる者が、平成二十二年九月三十日までの間に第八八条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 附則第三条の規定により第六条第一項の規定による認定の請求があつたものとみなされた者であつて、施行日において現に小学校修了後中学校修了前の子ども(施行日の前日が十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日である者を除く。)を養育していることにより子ども手当の額が増額することとなるに至つた者 施行日の属する月

二 施行日から平成二十二年九月三十日までの

項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号二中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三條第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年子ども手当支給法第十七條第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項又は第二項の規定により児童手当又は児童手当法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十二年子ども手当支給法第十七條第三項に規定する

子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四條第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八條の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九條中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十條第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十二年子ども手当支給法第十七條第一項及び第三項並びに平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十二年子ども手当支給法第二十條第二項の規定により適用される児童手当法附則第七條第五項において準用する同法第十

八條第二項」と、第百二十一條並びに第百二十三條第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

（健康保険法の一部改正）

第七條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第八條の次に次の一條を加える。

（平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第八條の二 平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二十號）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十條の拠出金に関する第百五十九條の二の規定の適用については、同条中「第二十條」とあるのは、「第二十条（平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二十號）第二十條第一項の規定により適用される場合を含む。）とする。

（船員保険法の一部改正）

第八條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八條の次に次の一條を加える。

（平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第八條の二 平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二十號）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十條の拠出金に関する第百十九條の規定の適用については、同条中「第二十條第一項」とあるのは、「第二十條第一項（平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二十號）第二十條第一項の規定により適用される場合を含む。）とする。

（地方自治法の一部改正）

第九條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二十號）

この法律（第二十三條及び第三十條を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六條第一項の規定により読み替えられた第六條第一項、第七條第一項及び第十三條第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

(地方財政法の一部改正)

第十条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(子ども手当に要する経費に係る特例)

第三十九条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)の規定が適用される場合における第十号第十五号の規定の適用については、同号中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

(平成二十二年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例)

第八条 平成二十二年度四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第七号第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、第七号第十一号の二中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)第六条」と、第二十九条の二(見出しを含む。)及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十三条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)

4 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)第二十号第一項の規定による児童手当法」とする。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十四条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)

第三条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)第二十号第一項の規定による児童手当法」とする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第十五条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)

6 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)第二十号第一項の規定による児童手当法」とする。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十六条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に係る特例)

第五条 平成二十二年度四月一日に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「含む。」以下この条において同じ。」とあるのは「含む。」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの(同法第十条(同法附則第六条第

二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第四条に規定する要件」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「この認定」とあるのは「このに対する認定の請求」と、「その認定」とあるのは「その認定の請求」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）とあるのは「第七条第二項」とする。

2 平成二十二年四月二日から平成二十三年三月三十一日までに成立する移行型地方独立行

政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第六条第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他同法附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」とあり、及び「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第十七条 判事補及び検事の弁護士職務経験に關

する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

6 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第二十條第一項の規定による児童手当法」とする。

（日本年金機構法の一部改正）

第十八条 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第七十五条を附則第七十六条とし、附則第七十四条の次に次の一條を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第七十五条 機構が、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二

年法律第 号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項及び第四十八條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十條第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六條第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十七條第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二條第三項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同条第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二條第八項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十條第八項」と、第

四十八条第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法(平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。)」とする。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第十九条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「以下この条において同じ」を削り、「受けているもの」を「受けているもの(同法第十条(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。))の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第 号 附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。)」に、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。))の支給要件」という。の支給要件」を「平成二十二年度における子ども手当の支給

に関する法律第四条に規定する要件」に、「児童手当又は特例給付等」を「子ども手当」に、「第七条第一項の」を「第六条第一項の」に、「(」の認定」を「(」に対する認定の請求」に、「その認定を」その認定の請求」に、「第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。))」を「第七条第二項」に改める。

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度において、子どもを養育している者すべてに対し、子ども一人につき月額一万三千円の子ども手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案 内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母である等の支給要件に該当する者に対し、一月につき子どもの数に一万三千円を乗じた額の子ども手当を支給すること。

2 子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、国が負担するものとする。

3 子ども手当について、差押禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を支給する市町村に寄附することができる仕組みを設けること。

4 政府は、子ども手当の平成二十三年以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 この法律は、一部を除き、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な措置を講じることが、時宜に適するものと認めるが、子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方及び平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討す

る必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十二年度特別会計予算において、年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定に一般会計より受入約一兆四千七百二十二億円、同勘定の歳出として子ども手当交付金約一兆四千五百五十六億円、業務取扱費約百六十六億円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

平成二十二年三月十二日

厚生労働委員長 藤村 修

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附 則

(検討)

第二条 政府は、児童養護施設に所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、子ども手当の平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成二十二年三月十六日 衆議院会議録第十四号

明治二十五年三月十一日
第一種郵便物認可

発行所

東京一〇五
番四号区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号一部
二二〇円
二二〇円